

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用）に係るヒアリング（8）」

2. 日時：令和3年9月1日（水）13時30分～16時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

古作企画調査官、田尻主任安全審査官、上出安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職、

日本原燃株式会社 鈴木 理事 再処理事業部副事業部長 他14名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000081.html

- ・ 令和3年8月19日

「日本原燃（株）再処理施設の事業変更許可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	録音を開始しました。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。本日のヒアリング或いは3年4月28日に申請があった再処理廃棄物管理施設事業変更許可申請について、
0:00:17	8月19日ですか、提出いただいた資料をモットーにてヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:25	まずは規制庁側の出席者を紹介しますと本庁会議室から
0:00:31	タジリ、フジワラカミデ
0:00:35	WEBからコサク、タカナシカワラサキになります。
0:00:41	それでは日本原燃の方から本日の出席者の説明、出席者の説明をお願いします。紹介をお願いします。
0:00:49	日本原燃のスガワラでございます。本日、日本原燃からの出席者はあたしのほか、スズキオオバ、ミウラハマダ
0:01:00	ハラ、オクデヒダ
0:01:03	カメオカメキ、タナカツシマ
0:01:07	シモヤマ
0:01:10	イセダ報告になります。以上でございます。
0:01:17	それと、ナガサワが参加いたします。以上でございます。
0:01:31	音声聞く…ますでしょうか、原子炉規制
0:01:36	すいませんメキていただいたんですよております。
0:01:40	承知しましては、
0:01:44	それでは規制庁タカナシです。それでは本日のヒアリング始めさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほどありました通り、8月19日に治療一式提出していただいておりますけれども、実は中で特にコメント理事長を中心にですねちょっと
0:02:02	改めてその整理にこれまでもかなり広く変わってる部分もあったりしているところもありますので、個別の資料1個1個ちょっと詳細な御説明ということの前にですね。
0:02:12	そこですね、もう一度ちょっと整理の考え方ですかそういったところ或いはコメント対応状況をちょっと改めて確認させていただきたいというふうに考えております。それに当たりまして原燃のほうからもし何か個別の詳細というよりもですねちょっと
0:02:28	補足追加ところなんかのバリアの初めに、
0:02:32	説明しておきたいこととかですね。つけ足しておきたいことがございましたらお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	日本原燃遅れでございます。それでは今のこちらからちょっといくつか補足という形で説明させていただきたいところ、説明させていただきます。我々として今回一式という形でおだし。
0:03:01	しましたけれども、その中で、資料の構成としてはまず全体のペーパーでその次にも各関係すること箇所整理資料で最後コメント管理表というところで、
0:03:16	ポイントとなるところっていうところは、全体まとめペーパーのところ、
0:03:24	まとめさせていただいていますのでその中身を見ていただければ我々としてのスタンスっていうのは基本的には、そこに出してるっていう形になりますのでええとまあ何倍でコメントで言えばナンバー1のところですけども、ナンバー1のところ全体状況というのを示しまして、
0:03:44	各資料の中で、我々としてこう考えるというの一応は、このコメントに対する回答として出させていたというふうに考えておりますので、コンビニ弁当リストを踏まえ、コメント管理表を
0:03:59	用いまして一つ一つについていろいろと議論させていただけたらというふうに考えております。
0:04:07	以上です。
0:04:11	規制庁高橋です。ありがとうございます。それではこちら側の確認ということですので。この後進めさせていただきたいというふうに思います。
0:04:23	ちょっとまず初めに、導入といいますか私のほうからなんですけど、今ちょっと全体の方針はNo.1のところの対応でというお話があったかと思いますがけれども、成功このコミュニティ率で言いますと、それはちょっと全部抜き出せるかどうかわかりませんがただできないところと言いますと、一番とか、
0:04:41	14番とかですね、それから30番とか、3840あたりでいわゆるその全体方針といいますところですか、許可との対応です関係、或いは品質統制1どのような整理をするのか、そういったところ、
0:04:57	そういった或いは知恵推進の中での整理の仕方のないものについてコメントさせていただいているというふうに思っております。これらに対して回答のリストの中で回答いただいておりますけれども、ちょっとまず説明の資料と対応等を確認していただく中でですね、改めてちょっと
0:05:16	そういったところをもとの方式は、そういった整理方針といいますか、そういったものがですねどういうものかっていうのを、
0:05:23	確認させていただきたいというふうに考えております。それですいません規制庁側のほうからもう一つ、具体的に少し補足してですね、指摘のほうをちょっとお願いできればと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:38	はい。規制庁カミデです。今あったようにですねコメントリストでいうと一番のところが、その既許可との対応ということで全般的に
0:05:55	なお、整理すべき点と。
0:05:58	ということなんですけど、まず私の方から大きなところとかですね、これからちょっと作業いただかないといけないんじゃないかというような点を大きく二つほどを分けてですね、
0:06:14	ちょっとお話ししたいと思いますので、認識を合わせられればと思います。という事かっというと、まず一つ目は、許可からの縦の流れっていうんですかね、許可の本文と、
0:06:31	添付整理しようというのがあって、今回また、
0:06:35	本文添付整理しようという形でまとめていくと思うんですけども、許可からの縦の流れをきちんと整理いただきたいということがまず1点目です。
0:06:51	具体的にどうということかっという資料の拡充をして欲しいかということなんですけど。
0:06:59	例示をちょっと挙げますと、
0:07:03	整理資料のその他アーカイブを見ていただきたいんですけど。
0:07:16	その他外部の203ページからこの別紙という形で許可からの対応の4段表がついてこれは全条文ついてるんですけども、
0:07:29	ちょっと確認しますが、日本原燃今話ついてられてますよね。
0:07:39	NIPPO、
0:07:43	規制庁カミデです表示は間に合わなくてもいいですけど聞かれてる方が同じものを見ればいいんですけど、日本原燃遅れるとちょっと表示のほうはまだですけども
0:07:55	出席者一度自分のパソコンで確認していますので続けていただいて大丈夫です。
0:08:01	はい規制庁上出です。わかりました。この203ページにあるような、この4段表をですね、まずちょっとこれの内容をまた拡充をいただきたいと思っています。
0:08:15	基本的には許可のどこっていうのは本文なりテンプレなり整理しようだったり、あとSAの条文なのかDBの条文なのかというところのどこで来許可で担保していたかと。
0:08:31	いうところがまだわかりにくいという状況になっていますので、
0:08:36	例えばその他火曜日でいうと、215ページですか。
0:08:52	はい、215ページに防護対策とあって、2ポツのところですけど、防護対策、緊待所あったその薬品の漏えいというところも上がってますけど、
0:09:08	これが1ポツのところ、実際書いていないというところがあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:14	これはその他外部の条文としてまとめてはいると思うんですけどその1ポツの項目はですね。
0:09:22	一方で2ポツも、その高い分として今まとめているということなので、この2ポツの内容はちゃんと1ポツのところに書かれるように整理をいただきたいと思うんですけども、装填、いかがでしょうか。
0:09:50	日本原燃の久郷でございますか皆さんの御指摘は、
0:09:56	この
0:09:58	置いてますでしょうか。すいません。2列目の緊対所のところ、
0:10:04	ここは系統。
0:10:08	球場その他の外部衝撃の
0:10:13	金星町ではなくて、整理資料から外部火災により発生する現象がサーバー有毒ガス等々に対して、ばい菌連絡を遮断するという対応が上、
0:10:27	緊対所についても休暇の整理表の中で書かれているということはこの左から2列目のところで、我々まとめましたけども、
0:10:37	それをまとめるにあたっては、一番左の列1ポツのところ、
0:10:43	当申請書だけではなくて、整理疲労の情報も並べた上で、左から2列目にまとめるべきということのコメントと理解しましたがあってますでしょうか。
0:11:01	規制庁カミデですまずですね政治仕様の話もこれからしようと思ってたんですけど、まずこれ条文が違ってそこから引っ張ってきているというところで化学薬品を例にとったほうがいいのかもしれないんですけど。
0:11:17	医薬品のほうももう1ポツの中では今記載がなくてですね、そこから引っ張っているのか、もう正しく引っ張られているのかっていうことを含めてわからないので、
0:11:31	本町文にこだわって1ぽつをまとめるのではなくて、関係すると思われるところをきちんと1ポツで見えていただきたいというところなんですけど、それで伝わりましたか。
0:11:47	規制庁コサクですけど、ちょっと補足というか、
0:11:52	何ていうかちょっとよくわかんないんですけど、
0:11:55	条文にこだわるんじゃなくてっていうのはちょっとこの整理とずれちゃうかなっていう気もしてて、必要な場所で必要な整理をするっていうことだと思っすよね。ここで2ポツ3ポツでこの項目を書いたっていうことは、ここで整理が必要だと。
0:12:14	思っているっていうことで理解をします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:18	それはなぜかと考えたら、1 ポツのほうでも申請書に当該事項が書いてあって、関連するからってということだと思うんですけど、そういう趣旨で、カミデからは
0:12:32	話をしたのかなと思いつつ、今後、記載のバランスが崩れているのは、原燃は何を考えて1 ポツにも書いてないのに、2 ポツ3 ポツにかけるって思われたのかっていうのをウワーツなんですかね。
0:12:59	日本原燃、オクデでございます。この部分、今球場のその他を例にしておりますけどここで11 ポツで記載するのはあくまでちょっと9条のところに各球場に
0:13:15	球場として申請書のほうに反映したものと、そういったものを記載していました。2 ポツのところではですねその1 ポツに書いてあるもののみというのものみについてを記載するというかそのそこに関係するところは初めてにポツで出てくると。
0:13:33	そういった形で今記載していたんですけども、2 ポツ既許可の対応を整理するということであれば、第9条の例えば第十二条の化学薬品の漏えいであっても第9条のこの2 ポツのどこに関わるのであれば、1 ポツに関わるものとして、
0:13:51	期待すると、そういうような規制庁コサクですか。はい、分かってくれてないので、ちょっと止めましたけど、
0:14:00	1 ポツのほうに他の条文のも書けということは言ってなくて、
0:14:05	皆さんが他の条文のことも書いてあるから、何で回転だという、どういう整理なんだと聞いているだけですよ。
0:14:17	その横軸がこの後、カミデからまた別にもう1点で言うつもりだったと思うんですけど、そういうその条文間の関係とかが余りにも整理できてないので、書類が渡されても見れないんですよ。
0:14:32	皆様に考えているかわからないので、普通書類を見れば、何を考えているかわかるから読み込んで、
0:14:41	この不明点っていうのを聞けばヒアリング進められるっていうことになるんですけど、今回の資料はそういう所になってないので、とても見えませんという状況のが続いています。
0:14:53	なので、どこが整理ができていなくて、どういうふうにしてもらわないと我々が見れるようにならないのかっていうことを今日お話をすると。
0:15:04	ということです。
0:15:07	話を戻すとほぼなんで関係ないものまで書いてあるんですか。
0:15:13	関係ない条文のことが書いてあるんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:24	日本原燃の原でございます。
0:15:29	まず作業の方針として一番左一方に並べた申請書の本文添付 6 だけではなくて、
0:15:39	許可の整理資料まで読みとここで関係するところです。配属別にすみませんまた話がずれちゃったんですけど、整理しろなんて話してません。
0:15:51	第 9 条のその他事象についての、今ここは整理資料であって、それに関連するところを抜き出して整理をするということは何もおかしくありませんで、整理資料まで飛んじゃうと話が混乱するので上流からちゃんと整理をしてくださいということなので、
0:16:10	許可本文添付ということもおかしくありません。
0:16:14	一方で、そこに書いてないことを何で 2 ポツ 3 ポツで書く必要があるんだと。
0:16:19	しかも窮状その他事象ではないところまで含めてということで、何を考えており、いらっしゃるんでしょうかと聞いてます。
0:16:30	日本原燃の福井でございます。通そうと今の御質問で言えばですね、2 ポツのところは散歩 II を説明するために、既許可の状況を記載しているところなんですけれども、
0:16:45	今の緊急時対策条例に取ればですね、確かに 1 ポツのほうには緊急時対策所の方お話し記載されておられません。ただ散歩通行ガイドのところを説明したいがために、先ほど言った数その整備資料まで読むと、
0:17:03	通っていると、そうそういうような整理をして、2 ポツのほうに実際 1 ポツには書いてないんですけれどもそういうところまで 3 ポツをこうなんですかね。補足です。改善であると。
0:17:19	3 ポツでなんで書く必要があるんですか。
0:17:28	日本語のオクデです。3 ポツはですね今の既許可でこう有毒ガス防護に対してこういう対応ができてますというときにですね、外胴一つの指標として出来るできてないというような判断をしましたとか、そういうとこととを示すために記載しております。すいませんコサクへ
0:17:48	やっぱり話が看板やなくて、ガイドで一連というふうになってるのかっていうのはこの書類で整理をすることではなくて、
0:17:58	最初に御説明あったように全体の資料の中で、ガイドの構成がこうで、それぞれこういう項目に分かれていて、それが輝緑岩の体系だと何乗もどこに対応何条のどこに対応という整理があり、
0:18:13	その整理のここの部分を説明するのに、各条文の整理水量があるっていうことを
0:18:19	にされたはずですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:25	日本原燃のこれです。その通りです。
0:18:29	はい、規制庁補足です。そうすると、
0:18:32	ここで説明する必要がある範囲っていうのはそちらで整理がされてこちらに来たときに、今みたいな読み手出ないはずなんですけど。
0:18:44	なんで悩む出るかっていうのは何で疑問に思われないのかよくわからなくて、ここで悩むってことは全体の中でのその仕分けの数、
0:18:54	仕方が間違ってるはずなんですよ。
0:18:59	その点どう思われますか。
0:19:01	ちょっと思われなかったから、現状こうなってるんだと思いますけど、今こういう話をしてどう思われます。
0:19:13	日本月のオクデです。おっしゃる通りですね例えば9条のその他であればガイドのある部分のところについて話をするっていうのが全体のところでもうすでに分かれていてっていうはずだというのが今理解しました。
0:19:31	だからその上で、関係するところについて既許可でこういう対応しているというところを示すと、確かにそういうふうにあるべきだったんですが今までのちょっとやり方っていうのは、せっきく球場とか12条とか分かれたのに、それに対してGuidelについて全部こう、
0:19:49	洗いざらいあらざるを得ているか総ざらいで確認するとそういうような形になってしまっていますので、その部分は修正が必要というふうに認識しました。
0:20:02	はい、規制庁コサクです。想定沼津整理処理のこの部分というのは必要な事項ということで整理をいただければと思うんですけど、カミデさんすいませんちょっと話が違う方向に私がいいなとおっしゃいましたけど、
0:20:18	今のその条文間の関係の方話し先にしちゃっていいですかね。
0:20:24	はい、規制庁個別先にお話ししていいと思います。
0:20:29	規制庁、古作ですすいません。そうすると、
0:20:34	ここに来る前に全体のところでちゃんと手話系の考えが明確になって、
0:20:40	それを見て、これがだからこの部分はこの範囲を話してるねっていうのがわかるようになって、
0:20:48	テール必要があるんですけど、その
0:20:52	当たり今整理しているのはどの場所でそれをどういうふうに改善していったらいいかっていうのを考えを聞かせいただけますか。
0:21:06	日本原燃オクデでございます。来許可の上、既許可のその有毒ガス、もっと広い意味で言えば海域の汚染事象ですけれども、それに対してどういうような立て付けになっているのかっていうところはですね、全体のまとめ資料としてお出ししている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:25	いうところで質問に係る適合性の確認方法及び結果についてと、その中でですね、
0:21:33	条文対応で整理したものは添付資料の1ですね、通し番号でいうと87ページ目のところからですし、ちょっとそれをちょっと図示したような形になってるのが92ページ目のところから、
0:21:48	そういったような、こういった整理をされてますので今の球場その他で言えば、ほぼ
0:22:01	つまり、すいません。9条のその他でその他でどういうふうに整理をしないといけないかっていうような位置付けで言えば、ここで言えば例えばその胎児の汚染事象の⑤番とか⑥番、こういったところは9条ですし、それ以外のところは9条では、
0:22:21	そうを整理したりする必要はないというようなことがここで一応整理されているかなというふうに考えております。
0:22:33	規制庁コサクです。わかりました。先ほどの防護みたいなことが書かれたのは、この汚染事象の下のほう一定設備の影響防止っていうような範囲だったので、こっちの範囲までは書く必要がなかったですっていうのはここでもわかっていうことですね。
0:22:49	日本原燃遅れずその通りです。
0:22:53	規制庁コサクです。まずその点はわかりましたけどそれでいうと、特に球場が整理しよう分かっているっていうこともあってなんですけど。
0:23:04	その点でこの汚染事象のところ9条関係は
0:23:11	整理しようと一対一というか重複してるようなものはなくてちゃんと対応関係整理できているようになってますかね。
0:23:24	日本がこれです。ちょっと今その9条としか書いてなくて本来であれば整理資料ベースで言えばその他とか外部火災とかもあると思うんですけど、そういったところについては一応9条と書いてありつつ、これは外部火災でこれは火山でと。
0:23:42	これはその他レートでその他の中にも単なる有毒ガスだったりその化学物質の漏えい器とまって発生する有毒ガスあたりっていうのは我々の中では一応整理して過不足というか重複とかがないような形で理解を認識はしております。
0:24:01	以上です。
0:24:04	はい、平均出力ですが、それであれば次回整理しようとも繋がるように少し注釈なり、付記してもらえればわかるようになるのかなと思います系統も進む点で言うと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:23	今の⑧までは9条もう内訳ってことですけど、その下に上記のほか関連すると。
0:24:31	日程要るものをカー特に化学薬品漏えいですけど、それと敷地内の有毒ガスという関係でもどういう関連にあるかっていう
0:24:44	もうちょっと整理を
0:24:47	それっていつてその整理がどう見えるようになっているかっていうのを説明していただけますか。
0:24:55	日本原燃、オクデでございます。化学薬品の漏えいについてはですね⑦番と⑧番では敷地内の過誤ミスの漏えいという似たようなものがありますけれども、ここで※2と米三というものを振っております、
0:25:12	各部位すま米英にレイヤー米三ですね重要な所米三で言えばですねその化学物質の漏えい自体、それによるその影響を中央成立だったりへの影響については、⑩番ですよということでそれ以外のいわゆる漏えいしてそこから反応等によって言う
0:25:32	6月が発生しますと、そういったものに対しては、⑦の⑦番だったり⑧番だったり、⑧番⑧番だったりというところで、旧乗じる整理しますよとそういうようなところを鋭意としてこの※というのを振っております。以上です。
0:25:53	規制庁コサクです。今言われた整理は既許可でそういう整理がされていたということなのか今回整理をしたということか。
0:26:03	どうでしょう。
0:26:06	日本原燃のこれでございます。今言った整理はですね申請書の中でも化学物質の稼働減を代表例にしていますけども、タンクローリから漏れた化学物質の
0:26:21	漏えい自体に対する対象前安重への影響っていうところは12条で整理しますというところは申請書の中にもきちんと記載されておりますので、既許可の整理という既許可で整理されたものと、
0:26:36	それを我々も認識してこうい整理をしていると、そういうような認識でおります。
0:26:45	規制庁コサクですけど現状順調で対応されたものっていうのは理解するんですけどそれで反応で発生したものは12条じゃなくて9乗だと言われているところが本当にそれでいいのかっていうことなんですけど、をもってますか。
0:27:05	日本原燃オクデ上でございます。ちょっとそういう意味ではちょっと言葉足らずだったんですけども、12条のほうでその化学物質が漏えいしてそれで発生する反応して発生する有毒ガスというかガスですね腐食性のガス、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:21	こういったものは 12 条で整理されてるんですけど、そういったガスが人への人へのというか、特に中央制御室だったりへの影響に関しては 12 条でのほうでは
0:27:36	Guideでそこら辺は 9 条のほうで整理すると、そういうような認識でおります。
0:27:45	規制庁コサクです。だんだん各論というか、論点が明確になってきたような気がするんですけど、一方で、9 条の対応って何なんだっていうところなんですよ、今言われた官邸に十条じゃないですか。
0:28:02	9 条に持って空気その発想はそもそも球場が何をするとところかっていうところの考えだと思うんですけど。
0:28:11	この辺りですか。
0:28:24	日本原燃の久世でございます。確かにですねその居住性への影響という観点だと 20 条なんですけれどもその話が基調のところにも居住性のところで整理してまして、
0:28:40	今有毒ガスというところにピンポイントで見たときにそういう毒ガスそのものを尤度裕度がある元が有毒ガスに対する等も居住性を含めた安全機能への影響、ここはまず 9 条で整理した上で、
0:28:57	20 条のほうでもその居住性という観点でその 9 条で示したこの有毒ガスだったり、その他 12 条も含め、12 条だったり、11 条の溢水とかそういうのも全部含めるんですけども、そういったものに対してその中央制御室に対する影響がないと。
0:29:15	いうところを総まとめしているのが 20 錠とかそういうような認識ですので、まずはその事象といった意味では 9 条のほうで整理した上で、20 条に話を持っていくと、そういうような建て付けになるのかなというふうに考えております。
0:29:33	規制庁コサクです。そうですね。来許可の球場でもう
0:29:41	中央制御室の換気の閉止みたいなことは書いてあったと思いますので、居住性も含めて安全機能であり、安全機能に影響を与える事象っていうのを拾い上げるということで第 9 条の対応に含まれると。
0:29:59	いう整理をされているという理解をし申しました。
0:30:04	あと経緯を
0:30:06	もうその整理で全体が、書類整理も本当にできてるのかっていうことだとは思いますが、カミデさん何かを
0:30:15	言うておくことありますか。
0:30:18	はい、規制庁カミデです。先ほど
0:30:23	形状で全部見てますというような話だったんですけど。
0:30:27	具体的に言うとその他外部の 214 ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:35	1 ポツの真ん中辺りに黄色く書いてあって、試薬建屋の機器に内包される薬品と各建屋の前工数薬品っていうのは、
0:30:47	改定はあるんですが、この記載を持って、9 条で、再処理施設の建屋内の薬品も何から何も全部見たんですっていうふうには私は思っていないんですけど、この記載を見て、全部球場で見えてますって言われてるんですかね。
0:31:12	日本原燃の小出でございます。ここの部分に書いてあるのは確かに都市試薬建屋のというような感じである程度限定されたような方書き方をしておりますが、9 条のところで、
0:31:27	こうやって
0:31:30	事象として出してるっていうところは、これの上のほうにですね。
0:31:39	5 ページさ。
0:31:45	すいませんちょっと提示数がすぐ出てこないでも恐縮なんですけれども、9 条というのは一応／自然自然現象だったら人為事象に対して考慮を考えられる最も厳しい状態に対しても、
0:32:02	廃止して防護できる設計とすると代表事例として、ここに書いてある試薬建屋だったりというのが記載されてるんだから、分子、ここで書かれている。
0:32:16	言葉自体は全体ではないんですけれどもその裏には、一応そういった再処理施設以外の再処理施設以外の影響としては小さいだろうと思われているものについても包絡されてるとそういうような認識で我々はいます。以上です。
0:32:36	規制庁カミデです。外部事象という意味では代表事例として拾ってはいると思うんですけど。
0:32:45	建家の中の些末なものまですべて 9 条の中で拾い上げていたかということ、まず我々としてはそういう確認をした結果みたいなものは許可時に見ていないんですけどその点いかがですか。
0:33:05	日本原燃奥寺でございます。実はその点が我々としても若干あんまり迷いと言ったらあれなんですけれども迷ってるところがありまして、確かに 9 条はそういった今大阪瑣末なものをそういったものに対して一つ一つ光を当てていると。
0:33:24	いうことはしておりません。一方でここがだから 9 条と 20 条の分かれ目ってどこなのっているような話に関わってくると思うんですけど一方で 20 条のほうは、その検出装置なんかを必要かどうかという評価をするためにそういったさガイドに従うとそういった瑣末なものも、
0:33:44	光を当てて、本当にそれが影響ないのかどうかと、そういったところを評価するというガイドに従うとそういうような対応になりますので、そこでちょっと球場各必ずしもその球場で全部

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:00	っていうわけではないということ、そこが生まれているのかなとそこをどう整理するかっていうところはもう、我々の中でもいろいろ議論したんですけども、先ほど説明させていただいた通り、やはり有毒ガスというものに対する
0:34:17	発生元というか事象に関してはやはり救助でそこ、それから以降の居住性に温度に影響のあるのか。だったり、検出装置が本当に必要なのかと、そういった評価といったところは 20 条、そういうような衛星利用しておりました。
0:34:37	はい、規制慎重コサク※規制庁コサクですけど、
0:34:42	カミデの言った話だと、既許可で十分読み込めませんよっていう話であって、9 条に入れちゃいけないってことじゃないと思うんですよね先ほど説明あったように、9 条の目的として安全機能というものを書く。
0:34:58	影響がないようにするという視点からするとですね。はいって言っていいわけで、人為事象の中にジャーとどの範囲を入れるんだというところで建屋内の何々はとかっていうのを、
0:35:13	排除するかっていうと、
0:35:17	一部排除せずに入れ込んでいるものもあるので、その点では何らか、
0:35:23	を含めても読めるのであればいいのかなとは思いますが、現状の既許可のこの書きぶりにおいて、
0:35:32	Guideで話をしているようなちょっとしたものでも影響するかもしれないから、途中に上げるという思想は現状で読めなくて、であれば読めるようにしたほうがいいのではないかどうかというふうにしたらいいかと。
0:35:48	いう議論に続くと思うんですけど。
0:35:50	なぜ続けなかったのかは何か説明できるんですか。
0:36:17	日本原燃のほうでございます。
0:36:19	今御指摘の点は
0:36:23	9 条の損耗せ系の方針として、いろいろなその人為事象を考えたときに、
0:36:31	厳しいものを考えてそれに対して安全機能を損なわない設計とするというところが、
0:36:40	ちょっと今サッと出てこないんですけども、申請書の本文のところに書いてあったというふうに 1、
0:36:49	104 ページ、すいません、この資料の 210 億分の 204 ページ。
0:36:57	の
0:37:01	下の 1 ポツの下から 2 行目ですが、失礼しました。添付 6 でしたけども、予想される最も過酷なと考えられる条件を適切に考慮するというふうな記載がありまして、化学物質漏えいに関しても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:17	厳しいものとして、代表的なものを書いた上で、それに対して安全機能を損なわない設計とするというような方針をうたっているというふうに理解をしております、そうしたときに、建家の中の瑣末なものについては、今回ガイドの
0:37:36	調査の中では調べましたけども、申請書に書くように例示として挙げ性格ようなものではないというような
0:37:47	考えでございました。以上です。
0:37:52	規制庁コサクです。
0:37:58	もうすぐさまつと本当にいえるのかどうかというような話を今後
0:38:07	この
0:38:08	この言葉でどこまでが表現されていてそこに表現されていないけど書かなくていいというものが何でというものをを見せていただきつつ、それについてどう考えてるのかっていうのをわかるようにしていただいた。
0:38:24	家内等の適正化として書く必要がありやなしやっていうところの議論ができないと思うんですけど、まず今言われて予想される最も苛酷と考えられる条件を適切に考慮という言葉で、
0:38:41	厳しい代表例だけ書けばいいんだっていうのはちょっと
0:38:45	許可申請書を核種としてずれていって、
0:38:49	基本は、思想として何ぱつとこれどういうことまで考えてるのかっていうのを明確にすると。
0:38:56	ということで、そのときの例示は代表でもいいかもしれませんが。
0:39:01	その地層自体はちゃんと書いてもらわなきゃいけないはずなんですよ。
0:39:07	その時に今回の有毒ガスのガイド作った理由もですね。
0:39:14	設備への影響としては軽微かもしれないけど、
0:39:17	居住性については影響があるかもしれないというようなことで支店が幾つかあって、それを漏らさないようにしっかりと押さえていこうという、今回の許認可プロセスなので、突粟カ一見えないっていうのはちょっとよくわからないなと思ってます。
0:39:39	共同じゃあどうするっていう話は今の直接ヒアリングをするつもりではないので、そういうところでの議論が必要だということをまず御認識いただいて、それが議論できるようにどこにどう書いたらいいのかっていうのを考えて、
0:39:56	次回の資料を提示していただければと思うんですけど、そこまではよろしいですか。
0:40:05	日本原燃オクデでございます。承知いたしました。
0:40:13	規制庁カミデです。今の話に少し補足すると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:18	厳しいものだけ書けばいいと言っている休診ものだけばいいんですねさすがにあれなんです、球場で主にスコープを当てているときに、9条のときでは医薬品については、
0:40:34	ある程度漏えいしがたい構造にしているという設計を前提にした上でさらに事象選定ということが起こるかっていうことを考え、タンクローリから建家にその救急という呼吸液するところをですねと。
0:40:51	というような話をしています。一方で有毒が復活でのガイドの発生原因っていう意味ではあまりそういう設計対応というのを考えずに広く拾い出しましょうと言っているところもあって、
0:41:06	9条でこうだから、今回明確化しなくていいんだっていう発想は、ちょっと飛躍があるのかなと思いますので、その点も考えて今後の整理を考えていただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:41:24	日本原燃遅れでございます承知いたしました。
0:41:29	規制庁コサクです。せっかく全体まとめの資料でわかりやすい作っていただいたということなので、ちょっとこの図の位置付けとかですね。
0:41:43	状況。
0:41:44	説明いただきたいんですけど、何分この資料添付があったり、
0:41:52	すみません、別紙があったんですつけ。つまりちょっといろいろあったので、構成がよくわからなくてですね、92 ページ 93 ページの図っていうのは、同項の説明としてついてて、
0:42:07	表で整理したものとどういう関係になってたりするのかっていう文章で説明しているところはどっか教えていただきます。
0:42:18	日本原燃これでございます。添付資料の1と2についてはですね全体まとめペーパーの通し番号の4ページ目のポツですね。
0:42:29	その部分で出てきます。
0:42:33	位置付けとしましてはまずそもそもこの全体まとめてたっていうのはですね
0:42:39	一応整備資料ごとに好奇心アート一つ一つ出すというふうな記載を方針にしまして、以上整備資料の中でも関係する条文との繋がりというのは見えるようにはしてたんですけども、とはいうもののやはり全体として、
0:42:55	全体がこうですよ。今回のその申請の位置付けはこうですよ全体が、
0:43:01	こうですよーがこうですよというそういうのを示すために全体まとめペーパーを作ってますですね5ポツのところはですね4ポツまででそういった納期許可がどういような状況になっていると、そういったところを一つ一つ整備資料で整理し、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:16	ごとに整理します。条文ごとに整理しましたので、その部分について整理資料にどういうふうに反映していくのかと言ったところをまとめた部分になります。ここで条文ごとにまとめた結果というのをまず添付資料の 1。
0:43:32	ところで、以浅の第何条はこういうようなことがこういう観点でいう 6 月に関係すると、そういったものを記載しているのが添付資料 1 ですと、さらにそこ、その中からとその有毒ガス防護に関わる
0:43:47	牧長官どう追加要求事項とあとさらに影響評価ガイドでいうと、この範囲ですよとそういったものをビジュアル的に見えるようにしたと、そういったものが添付資料の 2 です。だから添付資料の 1 は当基準規則だったら審査基準、
0:44:05	21 の全体に対して一つ一つの条文に対してどうっていうのを書いてあってさらに添付資料の 2 のほうに行くと、その中で関係ないのもありますからそれは省いて関係あるところをピックアップした上で、それが背景としてどういうような
0:44:23	債権になってるとかの過渡でそれが今回追加要求として規制不足時数があり、すいません。頭が整理されていることをわかったんですけど、資料 5 のどこの数の添付資料 123 がどこにあんのかっていうこと自体もよくわからなくてですね。
0:44:42	それぞれページお開きながら説明いただけませんか。失礼しました。
0:44:49	すいません今みたいな、今しゃべった話は全体の通しの 4 ページの 5 ポツのところを書いてあるんですけども、添付資料の 1 はどこから始まるかといいますと、
0:45:04	87 ページですか。ちょっとすみません、添付ってというのが右肩に本来書いておくべきだったんですけど改定殴ところ申し訳ないんですね 87 ページから
0:45:19	91 ページ目までがその添付資料 1 全体を示したところからそこから関係するところを引っ張ってきて、申したところが 92 ページ、93 ページと、そういった形になっております。
0:45:37	デート合わせていますので、その次の 94 ページ目からこれが添付資料 3 なんですけれども、整理し水はどういうふうに反映するのかと、その先ほどいった説明させてもらった 9 条と 20 条の関係性というのをどういうふうに考えて、
0:45:52	まとめたのかとかそういったところが 94 ページ目以降に記載されている部分になっております。
0:46:02	さらにちょっとすみません少し端折ってしまったんですけど別紙 1 というのも別紙 1 と別紙 2 っていうのもありまして、別紙 1-1 が 7 ページ目から、
0:46:18	始まるものですね別紙の 1-2 というのが 13 ページ目から始まるもので、別紙 1、1-1 と別紙 1-2 は、この形になる前からも提出させていただいた資料なんですけれども別紙 1-2 のほうで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:34	申請書で有毒ガスに関係するところが申請書ベースでどこでそれが関係条文として第何条に当てはまるのかと、そういったものをつけてマルバツ参画つけたもので、そのつけ方っていうのが別紙 1-2。
0:46:50	そういうページですいません。
0:46:57	7 ページ目から始まるところで整理して 1 歳か作り方ですね。大津。
0:47:03	記載さまたはページングから始まるものというような構成になっております。
0:47:12	規制庁補足ですありがとうございます。まさに右肩を書いてないから何が何だかわかんなかったっていうところ。
0:47:19	だったと思いますので、
0:47:24	ほくぎんをする。
0:47:28	それと最後のやつが添付 1-4 って言っていました結果、添付 3 列
0:47:39	日本原燃スプレイ生徒 94 ページ目から始まるの最後のやつは添付資料の 3 ですか。そうすると先ほどのポンチ絵書いていただいたやつが添付 2-2 枚もので、その前が添付資料 1、
0:47:55	ということですね。
0:47:57	日本原燃オクデです。その通りです。
0:48:01	規制庁コサクに進まず資料構成はわかりました。それで内容として聞きたかったのは、
0:48:13	添付資料 1 は別紙 1-2 でしたかねというところでここに整理したものをまとめて関連する体数貸さないみたいなことをまとめたものだと思うんですけど、添付にはおつ来る。
0:48:30	ときに、
0:48:34	表 1-2 だった。
0:48:35	やはり添付資料 1 だったりっていう記載内容とはどういう関係になって求めたのかっていうのをお聞かせいただけますか。
0:48:47	日本原燃遅れてございます。添付資料 2 っていうのはですね、基本的には／店舗全部資料 1 とかおまとめずとも町評価の体系をベースにしておりますので、添付資料 1 とは基本的には関係なくつくり込めるものなんですけれども、
0:49:05	これを作った上では、改めてその既許可でその整理添付資料 1 で整理したこういう状況になってますというところを系統相互に確認してそごがないというのを確認したとそういうような関係性になってます。
0:49:23	すいません付け加えますと、そういった納期許可の体系がこうっていうところの上に、さらにまた時間系で書いてあるんですけど、ガイドがコートだったりを追加要求事項がここと、そういったものを示していると、そういうような形になっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:42	はい。
0:49:44	規制庁特別の氷言い回しとあんま一応
0:49:51	許可を分かってる人からすると、それはそうだよねって思えるんですけど、何分
0:49:58	ここまでの経緯としてですねそれがわかってないから整理ができてないんじゃないかっていう
0:50:04	ふうに思っている状況をカラーしてこれの整理の正しいか阿多だかサッカーさとかですね、スクール根拠とかですね。
0:50:18	そこら辺が見えたほうがいいんだろうなと思ったんですけど。
0:50:24	結局は、
0:50:26	最初にカミデから話をして窮状その他のところを見て、1ポツの申請書の記載がこうでといったところの大きさEの程度が結局その考えが表れている場所になるって、
0:50:44	この全体まとめの資料であまり文書ができてなくてもですね、その考えの通りになってるのかっていうのを個別の整理仕様の記載ぶりなんかを見て、判断をしていくっていうことは可能だとは、
0:50:59	思うんですけど、
0:51:02	今日話をして整理しろこのやつをこの程度にすべきだっていう整理の中でするもの全体求めるの 9293 ページの中を見て、何か。
0:51:15	次が悪いぞということがあれば、振り返って整理をし直してその点はどこまでと いうところを考えてその上で先ほど言った記載の適正化というようなところを考 えて見えるようにしていただければということかと思ういます。
0:51:37	日本原燃遅れてございます。承知いたしました。
0:51:42	規制庁コサクですねその上ですね、
0:51:46	資料、この資料をそういうとこなんですけど、今まで話したようなことと、先ほ どこの全体まとめの 5 ポツですか。
0:51:56	5 ページぐらいなんでしょうっけ。
0:52:02	その辺りに結構文章がいろいろと書いてあるんですけど。
0:52:09	この辺り、
0:52:11	そういう趣旨っていうのを見えるように、
0:52:15	なんて、
0:52:17	ているんですかね、なるもんなんですかね一つつけますので、よくわからなかつ たんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:25	日本原燃のオクデでございます。5 ポツのところは、今説明させていただいたその既許可の体系がこうだから整理資料は振り分けるとそういったところを一応まとめたところのつもりで記載しておりますので、
0:52:42	その部分がもうちょっとわかりやすいようにっていうのは修正して見ていただいてわかるようにっていうところはできるかと思っております。
0:52:55	規制庁コサクです。それで言うと今話したように、まずはインプットはですね海部事象側っていうんですか。9 条 12 条。
0:53:06	なりがどこの範囲にあり、どこを線引にしてまとめていくのか。
0:53:11	いうのが余りにも丸めて書かれていて、結局よくわからないということかと思えますので、それを整理をして 1000 時にはですね、今回の制御室緊対の有毒ガス影響っていうのも念頭に整理をしますと、
0:53:28	いうことがわかるようにしていただいて対策については、20 条 26 条で、
0:53:37	かっと思う言いますと、
0:53:44	この 5 ページで言うと、対策の関係のところには、通信連絡っていうところもセットで書かれてるんですけど、この線引なりはどう考えました。
0:54:01	日本原燃のオクデでございます。その通信連絡っていうところはですね我々の今の整理としてはもう既許可のほうでその通信連絡、中央制御室に影響を中央制御室とか緊対所に影響を与えるような事象があったら通信連絡設備を用いて
0:54:20	発見者から連絡すると、今言った部分っていうのはもうすでに許可に書かれてる内容だというふうに認識してます。ただですねそう対応自体がこの追加要求事項である。
0:54:35	検出装置の設置、こういったところに関わってくるので今一緒に記載しておりますけれども、位置付けとしてはその検出装置のヨーク用の評価っていうんですかねそういったところとその通信連絡っていうのは別というか重みは違うものというような認識しております。
0:54:57	規制庁コサクですけど、考えていることは、これまでもお聞きしてるんですけど、国庫でそのまままとめてただ列記されちゃうとですね、それぞれの意味合いと、今回つける理由とかということがわからないので、
0:55:13	その辺りはちゃんと書いていただいてっていうことかと思う言いますと、今ご説明あった事だったり、先ほどの 92 ページに、
0:55:26	見ても、通信連絡のところには警報装置っていうのを並べて書いてあってですね。
0:55:32	を並べて一体として話をする事なのかっていうのもちょっと疑問なんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:41	その辺りはどうなんですかね。これ事業によってまた条文が違って、通信連絡の中に警報も入っているところもあれば、
0:55:52	再処理の場合は警報がどちらかという、計装側に
0:55:57	入るんじゃないかなって気もするんですけど。
0:56:01	なんでここに並べられたんですかね。
0:56:09	日本現地のオクデでございます。この警報装置条文の要求は警報装置なんですけれども、ガイドまで行くとそういった敷地内の稼働減であればその通信連絡を用いた見地でも、
0:56:26	問題なしとそういうような記載があるってところで紐づけて、警報装置の東映と同じような並びにしておりましたが、認識率としては先ほど説明させていただいた通り警報装置っていうのは、
0:56:41	確か軽装ですし、通信連絡は通信連絡として、きちんとあって、許可の体系の中では、そういう異常があったときに通信連絡により、検知するように位置すると、そういうような整理になっているというのは、認識しておりますのでちょっとその整理学というか、その記載の整理の、
0:57:01	問題かなというふうに考えておりますけれども、その部分はきちんとは分けてというか違うものだっていうのは明確にした上でちょっと指名すればというふうに考えております。
0:57:17	はい。規制庁コサクです。
0:57:21	またここに計装の整理資料が追加してもしょうがないと思うので、その辺り必要性っていうところを20条なりに16条なりということで整理をガイドとの関連も含めて整理していただいて、
0:57:39	その中で登場人物となるものについてそれが該当する整理資料をあわせてつけて許可でどうなっているのか、来完全に内数なのか、若干微妙なところは適正化が必要か否かと。
0:57:56	いろんなことを展開するように整理資料をつけるということで考えていただければと思いますので、その地層の中で表現を、この資料の中での表現もですね、それがわかるように、より
0:58:11	よい表現にしてもらえればと思います。
0:58:17	日本原燃のオクデです。承知いたしました。
0:58:30	規制庁コサクです。ちょっと話す順番変えてしまったので申し訳ないんですけど。
0:58:36	その条文間んだり、整理資料相互のっていうような関係でいうここに規制庁から言うことがある人がいたらいいって思ったらと思います。
0:58:49	規制庁の田尻です。1点確認したいんですが、先ほどあった添付の参加の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:57	いうところがその後に係る適用性の確認方法へ結果についての添付の 3 のところで一応ここで球場に重量 26 条でそれぞれ何つけましようっていう考え方が書かれていてそれ載っとりながら、わかり易い理由とその他外部の資料の
0:59:13	74 ページから 33 ページ 74 ページで今回こんなコサクつけますよっていうのもとも前つけようとして想定してたりしてそちら束の制御室とかのほうに落としましたっていう整理だとは思いつつなんですけど。
0:59:27	この 9 条等に十条に 16 条の境目に関してなんですけど、一応、さっきのアルデプロさんとかの資料を見る限りだと、事象自体のところは 9 条で
0:59:39	ちょっと若干 2426 条がどこまでっていうところはあるんですけど、有毒評価に関わりそうな内容が少しでも入ったら 20 条 26 条という整理でいいかなと思ってるんですけどそのあたりって認識合ってますか。
0:59:55	日本原燃のオクデでございます。その通りでございますして有毒ガスの定義等を有毒ガス数になりうるその有毒化学物質を持っているものがどれかと、ここまでが球状でそこから守っているものが実際全量漏えいしたときに、
1:00:12	どういうことになるのかっていう評価に関わってくるところは 20 条と 26 条に振り分けたと、そういうような整理をしております。
1:00:21	規制庁田尻です。若干悩ましいかなと思ってるんですけども整理枠だけだと思ってるんですけど混触が発生するものの有毒ば数であるとか、あと建家内で使う有毒化学物質の扱いの少量扱い熱とかの考え方が書かれてる資料とかは多分これ 2216 条のほうにくっついてると思うんですけど。
1:00:40	ここらっていうのはあくまでもものがどこにあるわけじゃなくてそれから有毒ガス評価にどう影響するかっていう観点で整理した資料だから 201026 条とかですかねなんか微妙なところのやつが何個かいるかなと思っていてその整理だけ聞いとこうかなと思ってたんですけど。
1:00:58	日本原燃の小出でございます。そうですね有毒混触による発生する有毒化学物質た有毒ガスも、試薬系そういったものもですね全部漏えいした上で、それが
1:01:13	どういった反応が起こる起こって出てくるかだったり、あと漏えいした上でそれが気圧してどうなるかだったりとそういうような評価に関わってくるところというのがありましたので確かにたてつけと施設のどこにあるかって、
1:01:30	というような話もあるんですがどちらかというと今言ったような評価としてこういった評価をした上で、これは関係する関係しないとそんで、そういった仕分けをするっていう部分のところについては 20 条 26 条に移したとそういうような形になっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:49	規制庁田尻です。ざっくりになっちゃうかもしれないんですけど有毒バスのガイドがあって妥当性確認の流れ書いてあって、評価にあたって行う事項とかスクリーニング評価の話があって、
1:02:00	参謀つけるこ低減及びか答弁の調査っていう話があってイメージここが球場に近くてただ、これの改正とか昼食だとか忘れたんですけど除外規定みたいな書いてあってその判断に関わるようなところに関しては、裕度が評価に係るから2026のほうに持ってってくれないイメージでいいですか。そこから先に関しては基本有毒ガス評価に関わること。
1:02:20	20から26化っていうイメージですかね。
1:02:25	日本原燃オクデでございますGuideのあのフローにフローで説明するとそういうようなことになりますので雇う認識としては、もう通りでございます。以上です。
1:02:38	規制庁田尻です。イメージ大体わかってきてちなみに重量と26条なんですけど、同じような形でほぼほぼ同じような資料が何個かついてるイメージがあって9条と20とかで同じような敷地内固定原価の抽出結果みたいな書いてあるやつはあくまでその子提言が何持ってるかっていうレベルで整理している球場等、
1:02:58	そこからスクリーニング評価とかの話まで持って2026とかで話が違うんだなっていうのを理解してるんですけど、20と26バーも同じような評価それから同じものを再掲しているというふうに今の時点で思っとけばいいですかね。
1:03:12	日本原燃の小出でございます。その通りでございます。
1:03:18	規制庁田尻です。大枠は変わってきてなんですけど、1点お願い事になるかもしれないんですけど、今、県さんにおいて整理資料には降灰していくんでは結局本文とかテンプレも同じような整理になってくると思うんですけどこういったものか口話が今文章としててさんところに94ページからが名前が出てこない有毒ガス防護に係るっていう
1:03:38	当時の資料のところの検査のところを書いてある形になってると思うんですけど。
1:03:43	可能だったら、具体的にどういうふうに盛り込んでうたって検討の進め方のタイトルでもどういった項目っていう本文添付の項目のメールなどでも構わないんですけど、具体的にどうやって盛り込んだっていうふうに何か評価なんかで最後につけることってできますか。窮状にはこういった項目が入ったんですよ2426条こういうやつですよっていうふうになる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:03	まだイメージがしやすいから-4でそういうことかなと思いつつ、未定で92条26条の捕捉の中身とか見ていって、若干シートがあるけど多分そういう考え方だろうなっていうのは何で読み解いてはいたんですけど。
1:04:17	なんか若干読み取りづらいところがあって、さらに水位になると。
1:04:21	そうだなっていう感じのところもあったりするので、そこがもう少し見えるようになってるとやりやすいかなと思うので
1:04:29	Eとわかります無償で書かれてるのは認識はできるんですけど。
1:04:36	日本原燃オクデでございます。その文章でちょっとつらつら書いてしまったところもあるので、ちょっとその間を漸増把握するのはちょっとむ
1:04:45	なかなか
1:04:48	思いついていうところがあるので、その表のようなもうちょっとビジュアル的にぱつとわかるような形で整理すると。
1:04:55	そういうような必要があるというふうに今認識しましたので、そのようにちょっと整理をささせていただきたいと思います。規制庁田尻です。部署部署で読めるところなんですけど、要はさっき言った／一覧のリスト名とか項目名っていうのは岩の実物と結びつくとおわかりやすいって言う伊藤なので
1:05:18	今待つとかっていうのわかりやすいの観点でいうとそれと共通認識を持つという意味ではどういったものにどういったふうに整理しているという実例があったほうがわかり気はするので、地域の御検討いただければと思います。
1:05:31	日本原燃オクデそ承知いたしました。
1:05:34	規制庁コサクです。今の点で同じものであればつける必要もなくて、
1:05:42	同じですとかですね、或いは20条に寄せるんだったら20条でそういう整理するときに16条で使うことも含めて、併せて検討してますっていうことを踏まえて整理をすれば、26条側に十条でまとめてやってますって言えばいいということもあると思うんです。
1:06:02	手数料、
1:06:04	その辺りいかがですかね、今の整理をする中でそういうことも、
1:06:09	対応できるような気がするんですけど。
1:06:15	日本原燃オクデでございます。その二乗と26条で言えばですね主排気塔から出るとか、あとはガラス固化の建屋から出るとかそういったところの評価までは一生涯ですので、その部分を20側に寄せるということは可能という。
1:06:35	に考えておりますので、どこまで寄せられるかっていうのは今の話、その整理のお話の中で整理した上で、もう少し資料っていうのをコンパクト化というか、そういったところを考えていきたいというふうに考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:50	はい、規制庁コサクです。審査の合理化というかですね、3うような確認、こちら資料を作るときには、資料に間違いがないかチェックする必要があると思いますので、そういった作業を合理化できるテーマ
1:07:06	いうところが非常に大事の整理だと思しますので、よろしく願いいたします。
1:07:14	話をしようハツリでちょっと
1:07:19	時になってたのをちょっと内容に入っちゃって申し訳ないんですけど、
1:07:23	今排気塔から出るってところを前提にしている、コメントリストに持たず残っていると思うんですけど、換気系なり、排気塔が前提になっているということその前提をどう扱うべきだっという話を少し
1:07:41	検討して説明するようにお伝えをしていたかと思うんですけど。
1:07:47	全体求めてもそのあたりはさらっとなんか飛ばされたような感じになってて、一番気になったのはですね。
1:08:02	2ページの
1:08:05	2ポツが見え-A。
1:08:11	日本稟議ハイフンに確認結果とか、
1:08:14	書いてあるところの最小ですね。
1:08:22	或いは、このページの一番上もそうなんですけど。
1:08:30	記
1:08:31	基準値を下回る。ごめんなさい。2-2じゃなくて、
1:08:37	そのページの一番上の行がいいですね。
1:08:40	敷地内外にある有毒ガスの発生原因のうち敷地内の固定施設に対しては、
1:08:48	能動評価結果がからさ、ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、
1:08:56	防護できる設計とすると。
1:08:59	ことでこれ設計方針のように書いてあるんですけど、中身は評価結果で書いてあって、評価方針で書いてあって、
1:09:07	評価方針で書かれてしまうと設計方針が適切に表現できなくて、先ほど言ったように、そこに登場する。
1:09:15	キーなり施設が必要なものなのか否かっていうことがわからないんですね。
1:09:23	こういうところも曖昧にして書きちゃっているものをしっかりと整理をしてロジックだててまとめるようにっていうのを、新基準適合の強化設工認でさんざん言っている話で、それがここでもちゃんとできてないなと思っているんですけど、検討状況というのはいかがなものなのでしょうか。
1:09:49	日本原燃青木でございます。今個目指摘受けたところにつきましてはですね 来

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:58	我々としてもどういうふうな表現というかどういうふうに論理展開して記載すると、申請書に記載するというのが適切かというのは今ちょっといへ議論した結果、この記載というのは基本的に
1:10:14	先行している電力の記載をちょっと参考にさせてもらって記載した部分ではあるんですけども、この今の記載でちょっとその論理展開だったり、そういったところが不十分と、
1:10:29	というようなところであればもう少しちょっと考えてといいますか、来表現の仕方とかそういったところは考えて変更して生成していきたいというふうに考えております。
1:10:44	今回きちんと報告です。まず電力空気。
1:10:50	参考にするっていうのは構わないんですけど、電力って、
1:10:56	やっている評価、或いは関連する設備っていう状況等最初実は大分違うので、その違いを適切に表すのにそのまま使えるのか、使えないのかっていうのはよく考えて欲しいんですね。
1:11:10	特に固定施設の関係で打とう電力とそもそも評価のやり方なり、
1:11:17	現況やり方っていうとちょっと語弊があるかもしれないんですけど、内容が大分違うはずなんですよ。
1:11:25	電力であればここに何らかのタンクがあって、それに対してそこで防護できるのか何だか対応があるはずなんですけど。
1:11:34	最初の場合はそこがなくていいという判断評価結果になってるので。
1:11:40	であれば、もう、そもそも違うんじゃないかということがあって話をしていますので、その点よく考えて
1:11:49	そういう説明できるようにしていただきたいんですけど、これは全体のところって話をするというよりは、
1:11:58	あれですかねやっぱり 20 条とかで、
1:12:02	の整理するようにしっかりまとめて説明いただくっていうことですかね。
1:12:11	日本原燃のオクデでございます。この今その全体まとめ側にここに書いてある記載まあ似たような記載が 20 乗とか 26 条の整理資料の本文と倍に記載されている部分でもありますので、その 20 錠とか 26 条の整理資料のほうで、
1:12:28	説明させてもらおうと、そういった流れになるというふうに考えております。
1:12:35	はい、規制庁コサクにして今私申し上げたようなことをまた改めては
1:12:42	いうことになるという認識のもとにちゃんと説明できるようにまとめておいてください。よろしくお願いします。
1:12:50	やっとなり間関係で言うと、先ほどタジリのほうから重大事故についても少し触れられましたけど、どちらさん。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:00	その関係で、
1:13:02	いうことは、
1:13:04	ありますか。
1:13:15	F上載いらっしゃらないならいます。すいません。ちょっと。
1:13:21	持ってくる。
1:13:25	整理し、重大事項の整理資料で他の整理するとの関係で、
1:13:30	わからないこともあり不足してることになりたいことっていうことですが、一応列島全体でしゃべっていたカミデさんからのコメントの対応をしていただければ見えてくるようになるのかなと一部思いつつも、時になっているのか、
1:13:46	体制とか手順ってというのが今は 20 乗とか 26 条のほうで対応されるっていうところと、技術的に是正の技術的能力の 1. 11 といって 13 との関係ってどうなるのかなってというのが、
1:14:02	ちょっと不明なので、そこはどう考えられてるのか確認したいところです。
1:14:07	いかがでしょうか。
1:14:11	日本原燃のオクデでございます。今例えば稼働減から漏えいがあったときのその連絡体制だったりっていうのは 20 錠とか 26 条に今反映させてもらってるんですけども、基本的に重大事項であっても、
1:14:29	重大事故の途中のときに／漏えいが発生したときの通信連絡っていうのは、20 錠とか 26 条で説明しているような体制でやるというふうに今考えておりますので、
1:14:44	重大事故であっても、重大事故のほうには特段体制、
1:14:50	通信連絡とかの体制っていうのは記載してないと、そういうような形になってます。
1:15:00	規制庁のフジワラですねともDBのほうの体制でやるんだってということなんですけども。
1:15:06	実際体制なんかを示されている資料とかでいうと、非常時対策組織との関係性なんかもある部分ってあったんじゃないかなと思うんですが、
1:15:18	その体制との関係っていうのをその非常時対策組織の
1:15:22	と外側っていうことなんですか。それとも非常時対策組織の人が降るみたいな、
1:15:29	最初の職員の方でそういった資料の方かと思うんですけど、今何かここに出てくる体制の中で示されている名称がどういったたぐいの人のこのっていうのがちょっとわからなくなってきたのでその説明をちょっとお騒がせてないだけなのかもしれないんですけども。
1:15:45	その辺りが今とても気になっているところです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:50	実際をどうなんですかね立ち会い人であったり収束活動要員であったり、
1:15:56	っていうところで 1.0 についているバックアップの供給体制みたいなのところでは、需要を再処理事業所員とかってという言葉も出てきて、これって誰ですかねっていうのがすごく気になっていますがそのあたりどう整理されていますか。
1:16:14	日本原燃のオクデでございます。有毒ガスが発生した時の有毒ガス防護に係る実施体制ってというのが 20 条の整理資料でいくとですね、通し番号の 443 ページ目。
1:16:29	ここの部分にあります。
1:16:33	ここの中で式
1:16:37	当方の当直長とか本部長とが出てきますが、
1:16:41	この局長から
1:16:45	右側右側ですから右側の人たちこの人達が通常で通常状態であれば統括当直長とか運転員とかしかいないんですけど、非常時対策があれば、この人たちが非常時対策要因になったと。
1:17:01	そっからどう左側にある立ち会い人とか立ち会いに関しては STAR 少なくとも立ち会いに関しては非常に対策要員とは別の要因やタンクローリーとかに立ち会って作業をすると、そういうようなことにしておりますてそこの辺りのところについては、
1:17:20	測温な GA 資料の 400、
1:17:29	447 ページですね、447 ページの下から 1234。
1:17:36	ほぼ 5 行目のところに市町村の各部位立ち会いに今カード別の管理を行うもので重大事故等対処以外のものが対応すると。
1:17:45	というふうに今整理させてもらってます。一方ですいませんちょっと戻って第 443 ページの第 1 図に戻ってもらんですけど、ここで異常情報入手者だったり、以上の発見者とここに書いてある人達は非常に対策要員の場合もあれば、
1:18:05	非常事態対策要員以外の場合もあってとにかく情報入手したり、異常発見した人その人が統括当直長に連絡をしてそこ底規程にいろいろな必要箇所に連絡を必要な情報を伝達していくと、そういうような体制を組むと、
1:18:22	いうふうに今考えておりました、なので、こういった体制が重大事故のときにも同じような体制でやられると、そういうような、今説明をさせていただきたいというふうに考えております。
1:18:38	規制庁のフジワラですね、当ということは、結局のときに聞いてたいつも 200 人ぐらいは敷地内にますよってというのが人数敷地内稼働減であれば、別途日中平日でしか動かないってということで、そのときにはそれ以外の人。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:55	で、対応を立ち会い人というのを対応されるっていうふうに今理解をしています それでいいかどうかというのと後先ほどもちよっとお伝えしましたけどその 立ち会い人時ではなくて、何か許可で聞いていなかったような名称は出てきて いるので、
1:19:12	それが今の資料ではきちんと明確になっているという理解でいいですか。
1:19:23	日本原燃のオクデでございます。それと狭スズキ許可のほうでの言葉をその ままましかしたら使っていない部分があってちょっと混乱するようなちょっと文 章になってしまう可能性がSになってしまっている可能性がありますので、そこ の部分はきちっときちんと修正。
1:19:41	いたしますが、一応今のところは、こういった立ち合いとか、通信連絡という ところは既許可でのその体制を崩さない形で尤度がある対応もできると、そう いうような体制を組めるというふうに
1:19:57	考えております。
1:20:02	慶長のフジワラですけれども、先ほど、その制御室の資料で説明いただいた ようにこれを非常時対策組織の要員の外の人だっというのがきちんと書かれ ていたりとかというふうにどういう。
1:20:17	関係なのかっていうのが理解できるように資料上なっていればいいのかなど は一応をもってそしたら関係がわかるので、
1:20:27	ただですね 1.0 が出てくるバックアップ供給体制の中での人であったり、あと 12 条出てくる就職活動要員っていったところも、そういった形できちっと明確に なっていればいいのかなどというふうに思っているんですが、少なくとも 1.0 で出 てきた。
1:20:44	再処理事業所委員っていうのは、
1:20:48	何もなのかっていうのが多分わからない状況だったかと思いますので、今後 資料整理されるときにはこういったところ、ちょっと非常時対策組織の要員と連 絡を取ったりするところも関係はしているところもあると思いますので、その辺 りもわかるように整理をしていただければと思います。
1:21:06	日本原燃遅れです。承知いたしました。
1:21:11	規制庁、古作ですすみません
1:21:15	フジワラさんに質問を
1:21:18	信用つつ確認したいんですけど、最初は
1:21:25	1.0 というよりは 1. 11 とかの個別の手順について、
1:21:33	対応どうなってるのかっていう質問だったような気もするんですけど、話が 1.0 の体制のほうに移ってしまったのでよくわからないんですけど。
1:21:43	1. XIの整理資料だと思う。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:49	酸素濃度を測定の手順だとかですね。
1:21:54	ここかけ書いてあって、
1:22:00	具体的な内容は、DBのほうでも整理できるってということだとは思いますが、こっちに入れなくていいという理由がよくわからなくてですね。
1:22:11	香南等考えなんですかね。
1:22:14	規制庁の藤村です。すみませんちょっとあの、話が別方向にずれてしまったので、私も当初の質問をちょっとずれちゃったんだと思ったんですが、基本的には来なくていいと思ってませんで実際に手順として、換気の話であったりとかその濃度であったりっていう、
1:22:32	制御室の防護であったり、緊対室の防護っていう話はもうすでに許可のところで整理されているのは1. XIであったりって13っていうところにあると思います。それとの関係せっていうところで、基本的には何らか記されるべきかなと。
1:22:47	そこで書き足りていたのかっていうのを含めてで、別途整理されるべきだと思っています。
1:22:56	日本原燃の小出でございます。今のその1. 11とか1. 13のところ由来許可の中で、定める換気設備の隔離とかに走るタイミングはこういうようなタイミングで走るっていうような所まとめた大不動のようなものがあつたはずですので、
1:23:16	例えばそういったところに入れる。こういった尤度がええとDBのところで記載しているような誘導ガスの発生があつたときには、SAのその対象の中でもやるんだというところをきちんと明確にするためにそういったフローのところ、
1:23:32	記載するとそういったことをちょっと検討して必要な箇所にそういった情報を入れていきたいというふうに考えております。
1:23:44	規制庁の古作ですよろしく申し上げます。
1:23:47	今見ると防護具の装着についても手順があつたりするので、
1:23:54	何かたりね。
1:23:56	骨格として足りないってことはないと思うんですけど、その内容としてももう少しあの今回の検討も踏まえて拡充したほうがとか、DBとの整合を踏まえてこうやってきますっていうことはあり得ると思いますので、上げた上で、そういったところがわかるようにしていただければと思います。
1:24:18	日本原燃オクデでございます。承知いたしました。
1:24:29	規制庁コサクですね、フジワラさん、ほとんどないですか。いいたいことがあつたと思うんだけど。
1:24:35	それですね、すみませんあと1点確認したいんですけども、今回コメントリストのNo.6を見ていると回答の中で重要総数地点の話が入っていて、今回の整理で選定する必要ないと整理したというふうになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:53	ここに関連してちょっと伺いたいですけど。
1:24:56	これは非常事態対策組織の要員全部を別途防護具等で防護するので、こういったところは設けないっていうふうにされているのかなと今推測はしていますが、基本的にそのすべての屋外のアクセスルートにいる要員を防護する。
1:25:17	だから、
1:25:18	っていう理解でいいのかなとかまずその点を教えてください。
1:25:25	日本原燃かオクデでございます。おっしゃる通りで我々としては日本列島外外側で外で現場で作業する人たちこの人達を全員守ると全員守るので、まずはその重要という言葉をつけて、
1:25:40	Pointぽいあの場所場所を設定する必要はないと、そういう意味で記載しておりますので、ということです。
1:25:49	規制庁のフジワラです。そういう整理をされたということで理解はしつつも、そうなる等、アクセスルート上で防護対策ができていますから大丈夫だったっていうことっていうふうに理解をします。
1:26:04	そういったところは 1.0 の資料の中で説明されていくっていうされているっていう理解でいいんでしょうか。
1:26:14	日本原燃、オクデでございます。我々としては 1 その 1.0 の資料の中でそういうふうに説明していると具体的にそういったその全員守りますっていうところは例えばですね今回新たにつけた。
1:26:30	補足説明資料の 1.0-6 の通し番号でいうと 83 ページなんですけれども、有毒ガスに対する薬品防護の装備についてというところで、最初に施設においては重大事故等に対処し柔軟に対処するために、
1:26:48	重要な操作を行う要員は限定せずに全員守りますと、そういうような記載をしております。
1:26:57	規制庁の藤原です。それとも全員守るのでっていうところは記載がされているのかなと思うんですけども、実際上流の本文とかといったところから見ていくと、また本文に渡る整理資料の中での
1:27:12	文章を確認しますと、まず 1.0 の資料の 28 ページには、基準では、基準の解釈の中でこういったことを別途要求されてきていますということで追加要求が書かれており、それに対応する部分としては、
1:27:29	ちょっと少しページが飛んで 42 ページのところでもgとして、尤度がすでに、有毒ガス発生時についていったところの
1:27:38	来たりで説明されているのかなというふうに理解をしているんですけども、この別途要求の中で、制御室金対象で重要操作地点について、防護措置を行うんだっていったところの対応として、その 42 ページ以降のところでの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:55	記載のほうを見ていると。
1:27:57	制御室や携帯の要員が守られるというか防護するっていうような話は読めるような気がするものの、この重要操作地点の防護っていったところについては、具体的に何か書かれていると思わないんですけどもこの辺りの整理ってどうされたんでしょうか。
1:28:20	日本原燃実行でございます。
1:28:24	今はそのアクセスとその現場で作業する人たちの防護っていう観点では、その部分の要求というのが第 33 条側にアクセスルートでの融度 9 月有毒ガスなどのその外部事象に対する影響というのが書かれてそれに対して、
1:28:44	防護具等を使って守るとかですね。そういった記載がありますので当直接的にはその部分に書いているんですけども技術的能力のところでも一応今
1:28:58	当社といただいた 42 ページ目のところでは運転員及び重大事故等に対処するためにする案の要員のと、ここの中には現場で対応する人たちも含めて記載してましてその人達に対して、
1:29:13	裕度なくぼんための手順とか体制を整備しますよという、そういうふうな記載をしております。
1:29:20	具体的にどういう手順でっていうところは例えば
1:29:26	地方制御室だったら E. XI だったりとそういったところに関わってきますし、その実際にその現場作業する人たちというか、まず外ですいません。蒸発観光する人達であれば、1 点。
1:29:43	多分仕分け、
1:29:46	すいません蒸発乾固であればと 1.2 の手順等のところに防護具作業環境に応じて防護具を着そうするとそういった記載をしております。今言ったその報告を着そするというところは来許可のところでもうすでに書かれていた。
1:30:04	話ではありますけれども、そういうような形で各手順のところにもちりばめていると、そういうような形になっております。
1:30:16	規制庁の藤村です。それとも、
1:30:19	どうやっていくのかっていうのは、各資料に対してちりばめられているということなんですけども、この追加要求に対しての対応といったところのその 42 ページの記載の中で補足説明資料が義務づけられていると。
1:30:36	そん中で 1.0 の 346 っていうものが今ひもづけられていても 6 を先ほど少し説明があったように、
1:30:46	プラス、添付資料のことで、確か補足がされていたらそこはちょっと防護具の話も僕で守るのでっていうところに関連はするんですけども、そういったところを書かれてるんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:57	そういう中で重要さしてどう使ったんだっていったところってどこかできちんと説明されていますか。
1:31:10	日本原燃のオクデでございます。そういう意味ですとですね重要操作地点に関わるところが記載されているのは先ほど 1.06 の一番最初にそこに書いてありますといった場所では記載はしておりません。
1:31:27	規制庁カワラサキです。ちょっと今の点なんですけど、26 条とか見ると、まずそもそも重要操作地点という言葉がどこかでやられてることとかっていう上流がガイドになっているとか思ってるんですけど、26 条の資料を見ると、
1:31:44	ガイドとの比較という意味での今回の記載方針なり設計方針なりが示されて、表で示されてますよね、それに該当することっていうのは、技術的能力にも 1.0 に関して言うと、
1:31:59	どういう説明をされようとしてるのかって言った。
1:32:02	そもそもの出発点からが 1.0 だけの資料見ていってもわからない。
1:32:07	っていうことでこういう質問に繋がっているかと思うんですけど、その点、20、26 条なり 20 場内の資料との対応関係っていう意味で外筒の関係をどういうふうに整理されてるのかっていうのを説明いただけませんかでしょうか。
1:32:27	日本原燃のオクデでございます。20 条 26 条に記載されているそのガイドとの比較というところですね主に有毒ガス濃度の評価をする時だったり 20 条 26 条の関係で、こういった対策をとりますと、
1:32:46	そういったところに対する比較ということで、その中であわせて重要操作地点を設定するしないと相違しないと、そういうような話をしておりますのでそのところでちょっと技術的能力等を見据えた上で記載したということにはなってなくてですね。
1:33:04	さらに先ほど説明させてもらった通り 1.0-6 のほうで重要操作地点を設定する必要はないと、そういうような記載をしましたので
1:33:15	技術的能力とガイドとの関係性、こういったところも技術的能力の中で説明するっていうのはできておりませんでした。
1:33:27	規制庁川崎です。今ご説明いただいたような、今日たいということで理解はしたので、
1:33:35	それでは、ガイドとの関係という意味で上流からの流れをどう整理するかといったところ、技術的能力 1.0 についても、他の資料と同様かと思いますが、こういった記載を追加する必要があるのかっていうのを整理していただくようお願いします。
1:33:51	その上で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:55	ちょっと確認させていくと関連して確認させていただきたいんですけども、今回は重要土佐地点テーマ実用炉との比の比較でも検討されたことあるかと思うんですけど、その事業の場合は重要操作地点っていったところの
1:34:13	当SA対処にあたって判断基準と濃度となる濃度を下回るっていう手順をですね、確認するための手順であったりとか、それに付随した評価であったりとかをつけているかと思うんですけど。
1:34:30	再処理施設においてはそれがアクセスルート全般に当たるということで、とその実用炉との比較などで、例えば 1.0 などの資料でどういった資料をつけていくべきかっていう検討をどのようになされたのか御説明いただけませんかでしょうか。
1:34:48	コサクずつちょっと補足というか修正をすると、現状ついてないので、
1:34:54	検討したかっていう結果ではなくて、今の話を踏まえて、どういうものをつけ得る必要があると今思うかということで説明いただければと思います。
1:35:12	日本原燃のオクデでございます。今踏まえますとですね敷地内えっと、一つ重要操作地点に対してですね、行動評価をした結果が必要と、そういうふうを受け取っておりますので、
1:35:29	受けておりました。その結果、その評価した結果を提出する形になるかなというふうに考えております。一方ですね我々今回つけなかったのは一つの理由としては、強化したかかる基準値を上回る大型ろうが。
1:35:48	防護具として防護具でもって対処すると、そういうようなことが大前提既許可の中でも大前提としていると、これが1点ともう一つがですね、有毒ガスの影響評価ガイドの中で、スクリーニング評価をするにあたってその重要操作地点というのは、敷地内ご提言に対して、
1:36:08	で、スクリーニング評価を行わず発生元として対策を行ってもよいというような位置付けのものでしたので、必ずしも評価をした上で、その評価結果を添付する必要はないのではないかとそういうふうを考えて今つけてないというような状況になっております。
1:36:27	それと、カワラサキさんどうぞ。規制とカワラサキです。ちょっと今の話で、何点かの話をごっちゃにしちゃっているような気がしていて、まずはスクリーニング消火ガイドに基づくスクリーニングで別途丸とか参画とかガイドで示されていて、
1:36:43	評価を時スクリーニングの地点でなくていいものかどうかって言ったところ、今お話最初にされていて、その次の話として、防護対策どうするのかといった話になったときの濃度評価をどうするのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:57	リッターところがまず次にあって、その上で別途防護対策としてマスクを着用するなど、そういった話に繋がっていくんですが、当スクリーニングについては確かにそのおっしゃるような整理でやられてると理解してるんですけど、例えば実用炉で需要操作地点での
1:37:16	モードは実際対策にするにあたってどうなってるのかといったところはですね、改めてそういったところの観点で評価していただいても構いませんし、その上で、実際の防護対策も当然行うわけですので、ちょっとそういった意味で、いろんな観点での
1:37:32	別途検討がまだ多分該当。
1:37:35	なり1号炉なりの考え方を咀嚼して必要なのではないかと思います、考えてますので、ちょっとそういった点での検討をお願いできないでしょうか。
1:37:45	日本原燃のオクデでございます。今ちょっとおっしゃられていただいた観点での見方っていうのをちょっとしてなかった部分がありますので、きちんと先行の電力料も確認しながら、必要な情報といいますかねその評価した結果っていうのを、
1:38:01	作り込んでいきたいというふうに考えております。
1:38:07	規制庁コサクです。
1:38:10	まさにそういうことで、基本的に考えてもらわなきゃいけないのは、
1:38:16	示された対策の妥当性をちゃんと根拠も含めて説明し切るっていうことなんです。
1:38:25	Guidelはそれのためのある程度考え方のメルクマールが示されているだけであって、ガイドと同じようにやる必要もなければ、逆になんですかね。
1:38:41	一方で違う方法であれもあっても説明は必要と。
1:38:45	ということで、今回あの防護対策を防護具等でそれもあの場所を限定せずに、全体として対処する場所をすべからくというのであれば、その防護が、
1:39:00	本当に成立するのかどうかということを説明しなくちゃいけないと、
1:39:04	そうするとそれぞれの濃度がどれぐらいになりうるのか、アクセスルート各地主義とか、それに応じた防護具の確保になっているのか、確保できるように整理ができるのかと。
1:39:17	いうことをちゃんと説明しなきゃいけないところがごっそり抜けてるっていうことだと思いますので、
1:39:23	既許可のときにはそこは事業者が運用段階でちゃんと成立すればいいでしょうということで進めませんでしたけど、今回は有毒ガスのガイドがあってそこをちゃんと詰めてへ漏れないように対応するということを確認するのが今回プロセスだと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:40	ということなので、争点で拡充。よろしくお願いします。
1:39:46	日本原燃の奥でございます。承知いたしました。
1:39:51	はい、規制庁コサク使ってその際にですね、先ほど 20 条 26 条でも話しましたが、同じことをまた価格っていうのは大変だと思いますので、どこまでが同じで、どこからがそのSAとして、
1:40:04	プラスで考えなきゃいけないのかっていうようなところを整理して説明いただくと非常にいいかなと思いますので、ご検討お願いします。
1:40:14	日本原燃のクレスコ承知いたしました。
1:40:27	規制庁、古作です。条文間ガリ―整理資料関係のほかないですかね。
1:40:38	よろしいですか。そうしましたら一番最初に戻って上流、下流。
1:40:45	やはりといったところの視点ですいませんか皆さんもう一度指摘していただければと思います。
1:40:53	はい、上出です。
1:40:55	最初に話をした上流からの流れで縦の流れをきちんと整理してくださいという話なんですけども。
1:41:04	例をとって話を聞きたいと思いますけど 20 条の整理資料の
1:41:12	85 ページ。
1:41:15	を見ていただきたいんですけど。
1:41:23	まず 4 ポツのところですね、1 ポツで許可があって 2 ポツ 3 ポツで整理を進めた上で、じゃあ今回どうするかっていうところなんですけど、85 ページでつい声を聞くの対応で、最初の矢羽は整理しようの本部にこれを追加しますと、
1:41:44	二つ目の要望には捕捉の話があるんですけど、この間にある添付っていうのはどう考えているかの説明いただけますか。
1:42:01	日本原燃オクデでございます。シマダ後今おっしゃられた添付って言うのは何のことかっていうのを、すみません、教えていただけないでしょうか。
1:42:12	規制庁カミデさん、一つ目の矢羽は整理資料の本文事項で整理しようの香港分っていうのは整理しよう 2 本分相当ものと貼付相当ものっていうのはあると思うんですけど、そういう意味での本文と言っている。
1:42:30	のかなと思ったんですけど、そういう意味ではないということですかね。
1:42:36	日本原燃オクデでございます。ここで言う本文っていうのはもうそのままの整理資料の本文と言う意味で、その中にその申請書の本文に記載されてる部分と、申請書の添付書類に記載されている部分、この部分は区別して記載してないという状態になってます。
1:42:55	ですので基本的にはその政令資料の本文にこういうことをかけますって言ったときには、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:03	その申請書ベースでいうと、本文に書くべきはこう、こういったところで店舗書類に書くべきはこういったところっていうのは考えた上で整理集のほうは修正しておりますが、ここの部分ではその違いというのはちょっと見えてきていないという状況になってます。
1:43:23	はい。規制庁カミデです。その辺はですね、やはり許可も本文添付があって、整理しようあってという流れで来てますので、1ポツ2ポツがそういう感じですから、4ポツのところも
1:43:39	どちらにする何に相当するのかということはわかるようにまず時を付けをしていただきたいと思います。
1:43:48	植えてなんですけど、本文添付の補足説明資料という関係がきちんとな割れが取れているか、今回の変更許可を
1:44:05	反映した全体版っていうんですかね、全体を反映したときに、本文添付補足がちゃんととれているか、例えば補足だけ示しますっていうのが、例えば、その他外部とかだとあるんですけど。
1:44:20	なぜそれでいいかという、本文にこれを書いてあり、添付2これが書いてあるから、足りないのか拘束のこの部分だけだったのだからこれでいいですよという話なんですけど。
1:44:31	そういう包含関係がですね、今のこの資料ってなかなか示し切れないなと思うんですけど、その辺、何かお考えはありますか。
1:44:46	日本原燃遅れでございます。今おっしゃった通りすいませんと整理資料の本部の中でその申請書本文マターと添付書類またあの部分で一応
1:44:59	補足説明資料だけつける場合にはその性整理資料の本文の右下のところに補足説明資料ナンバーに関係しますと、そういったところで整理資料まで見ると、そういったその本文がこうあって、添付書類がこうあって、
1:45:16	だから補足説明資料をこういうのって、新たに作りましたとそういうのは見えるんですけど、ちょっとここの部分では見えてこないとちょっとそういうように作るっていうのを今まで考えてこなかった部分もありますので、その部分はちょっと考えて資料を生成したいというふうに思います。
1:45:35	規制庁カミデです。この4段表ですべてを展開するのか難しいんじゃないかなと思っていて、今お答えいただいた最初のほうですね、ここを見ればわかりますよって言うていただいたんですけどそれ具体的に
1:45:50	例えば20条の整理しようが見れば、そういう関係が今表れてますっていう、言われているのか説明いただけますか。
1:46:05	日本原燃、オクデでございます。例えばですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:14	例えば今回も通信連絡設備のことについて新たにくっつけたんですが、その点で言えば、例えば 15 ページ目のところ、
1:46:24	ここが整理週は申請書ベースでいうと、本文に関わる場所ですがその部分で河川のところで、
1:46:36	新たな文言を追加した上で、2-9、補足説明資料 2-9 これが今回通信連絡について新たに追加したところなんですけれども、この部分を書いてあります。これが申請書ベースでいうと本文のところ、その次に、
1:46:51	悪口言えばでいいと言いますと 24 ページですね、ここも新たに
1:46:57	もうついで記載を追加したところなんですけれどもここで補足説明資料 2-9 というのがあって、ここにこういう記載があるので補足説明資料 2-9 としてまた追加しまして、例えばこういうような形で、
1:47:13	根部んなあと申請書の本文添付書類で補足説明資料の補足説明資料というように流れが一応見えるような形にはなっているかなというふうに考えております。
1:47:28	規制庁カミデです。
1:47:31	制御室、これを超えてちょっと見にくいなと思いつつですね制御室は本文という文章も直って補足説明もついてという感じなんですけど。
1:47:44	その他場合部だとどんな感じですかね安全総た場合だと、文章変わらないで補足説明だけ追加するという感じだと思うんですけどその辺はどうなってますか。
1:48:15	日本完全なオクデでございます。今回ホップその他で言えば、補足説明資料の 5-9 が追加されているんですけども、そういう観点でいくと等、
1:48:31	すみませんそうすぐ見つけられなくて申し訳ないんですが、ちょっと時間がかかっているんですが、
1:48:38	67 ページ、例えば 67 ページ、この部分は、政治アート申請書の添付書類 6 に該当するところであるんですけども、この部分で上の部分ものに例えば 5 の
1:48:53	2-3 でいえば、中身は何も変わってないんですけども、補足説明資料 5-9 っていうのを今回この文章にひもづけて新たに作りますと、そういうような形で記載をしております。
1:49:09	はい委員長コサクですけど、すみません、こういう状況なのはわかってるんですけど、なんでそれでいいのかっていうところが見てもさっぱりわからないということ。
1:49:19	なんですよね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:21	進行を考えをちゃんと説明して欲しいということなので、やっぱり整理資料に飛んじやうとわかんないんですよ、どうしても許可の本文時事項を添付。
1:49:37	ていうのがそれぞれ違うページに飛んでいるので、その関係っていうのもわからない。
1:49:43	ということがあって、その意味だと先ほどからお話しされてる4ダンプ表。
1:49:53	だとこれも許可の1ポツのところもう本文添付等縦に並んではいるものの、一応、
1:50:02	ある程度近いところに置かれていて、それに関する
1:50:07	補足されているところというの少し2ポツのところ書かれていてと。
1:50:12	ということからすると。
1:50:15	先ほど言われたようなところで整理資料のどこをというよりは、せっかくもここで許可の本文事項が何で添付事項が何で書いてあるので。
1:50:27	許可でこういうことを追加する必要はあり添付でこういうことを追加する必要があり、それに対応する補足も必要であって、それを整理資料ナンバーで対応していきますというふうに書いていただければ非常に端的に関係性がわかるような気がするんですけどいかがですかね。
1:50:48	日本原燃のオクデでございます。ちょっと整理資料ベースっていうところに注力し過ぎましてその部分のなんていうか生理整理してお見せするってところで若干配慮が足りなかった部分がありますので今おっしゃられたような形にすると。
1:51:05	農政整理のされ方としてもすっきりすると思いますので、そのようにさせていただきたいというふうに思います。以上です。
1:51:14	はい、規制庁高速で通用するお願ひしますってそうすると先ほどカミデ言ったようなところは、一番最初に話をして適正化側で追記してもいいんじゃないかと思うようなことが多々ありますので、
1:51:26	そういうことを国庫の資料でも見えるようにしていってくださいというお話を先ほどしましたから、その中で整理いただいてそれを見れば、また具体的に議論ができるんじゃないかなっていうふうに思いますカメイさんそんな感じでいいですかね。
1:51:44	規制庁込みで残りちょっとイメージを確認したいんですけど、今ある4段表の中で、きちんとその本文と添付2ひもづいているかということ本文テープ変更のないところでもうちゃんと紐づけを変えてもらって、
1:52:03	この中で、全体の関係性を示してもらってそうそういうイメージですかね。
1:52:10	規制庁部です。そうだと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:13	追記する場合には先ほど言ったようなところでいいけど追記しなくていい場合は、現状でこういうふうに書かれているからその内数であってってというようなことの
1:52:24	考え方がちゃんと等の4ポツのところ、今だと何も言わずに追加することしか書いてないってことですけど、追加しなくていいと判断してるんならその理由ということまで書けばいいかなと思います。現にそれでよろしいでしょうか。
1:52:41	日本原燃送ってございます。その認識で私もおりましたので、そういった形で4ポツのところに査察でいただこうと思います。以上です。
1:52:54	規制庁田尻です。
1:52:56	若干関連しないかということこれまでの話等も含めてなんですけど市況の頭のほうの行でどの条文で説明するかちゃんと整理してくださいねという話があったかと思うんですけど、今の許可の本文点迷わの今回の申請において基準適合に多数できねえとして必要な設計というのはこういうのだったというのがあってそれをどこの
1:53:16	ここに盛り込んで、どこの店舗に盛り込んでどうの整理しように盛り込むかちゅうのは多分今後見える化されていくんだと思うんですけど、そんな時に言って注意していただきたいのが、特に緊対上だと思ってるんですけどDBの条文で今まで言って今までSAの条文で言ってたやつはあくまで整理できたやつで、
1:53:33	DBとして今まで何を言っていたかで今後DBとして何を言うかっていうところを整理いただきたくて、何かちゅうと緊対は、DBの要求事項が既許可時点のタイミングで多摩要求かかっていなくて、今回のところで有毒ガスが盛り込まれたのがDBの条文になっていて、
1:53:49	じゃあ、換気設備がありますよっていうやつを今までDBの申請書部分でどう言ってきたかって言うためてきてなかったりもするので、そういうことも要はこの許可のやつで本文添付して整理するときに確かに本部に割ったけど、SAの本文にありましたとか、SAの添付にありましたっていうのを持ってきたらそれはそれで若干混乱する可能性があるんで、
1:54:07	ようは申請書のどこに書いてあったかっていうの、先ほど町なかのほうからもお話あったときにどこについていう話もあったような気がするんですけど、どこに書いてあって、だから大丈夫なんですっていうときに、今も何省のとかそういうのが書いてあるんで結局見える形にはなると思ってるんですけどそういったところの最後整理しなきゃいけないと思ってるのでその点も認識した上で作業をいただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:30	日本原燃のオクデでございます。その緊急時対策上においてそのDBでその既許可の段階ですDBでということが言われて訂正がでということが言われてて、そういったところきちんと切り分けないといけないというのは我々も認識しているところでしたので、
1:54:46	そこの部分きちんとわかるように整理したいと思います。以上です。
1:54:54	規制庁田尻です。設置されるということで、今後議論したいと思うんですけど、例えば緊急時対策所の換気設備と違って多分今まで性設備登録してるんですけど、DB設備登録という意味だと中途半端の立形になったりいろいろすると思うんですね、そういったところも具体にはできればいいかなと思ってなきゃあくまで全体のコメントリスト踏まえながら全体
1:55:14	構成として確認っていう形だと思うんで今後個別に確認したいと思うんでよろしくお願いします。
1:55:20	表現のオクデでございます承知いたしました。
1:55:32	規制庁タカナシ設営等、
1:55:34	今のに関連して或いはその通知戻ってくれたら上部かもあるかもしれませんが何か他にございましたらお願いします。
1:55:44	9兆タジリです。整理資料の整理という意味でなんですけど、ちょっと考えただけ聞いておきたいんですけど、今手元に制御室があったんで整理をしても緊対も多分理屈は一緒だと思うんですけど、補足資料の一覧が載っているところなので、
1:56:03	制御室外殻等 65 ページとか 66 ページとかで補足説明資料リストの一覧という形で多分載っている形になってると思うんですけど。
1:56:14	ちょっと横戦略されていてちょっとどういう形がちょっとわからんところは正直あるんですけど。
1:56:18	制御室とか緊対所なんですけどあの基準適合の概略みたいなところがたまたま 2 許可とか端的に書いてあったと思うんですね、今今回ついて来てない資料でもう中身に影響を受けちゃうやつがどうしても要ると思っていて、それで今回の基準適合ですごい重要な所かっていうと、
1:56:37	単に規則の条文持ってきちゃったりしててその適合性以降御説明してるようなところがあったりするんで、言葉微妙に書き換えなきゃいけないとかそういうレベルのやつだったりはすると思うんですけど、そういうやつでどのように整理されてるかなんですけど。
1:56:53	要は今回ついてないかメインどころの上部に十条に 16 条とか 9 条がちょっとどうかを覚えてないんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:02	そういったところで関連して影響を受けちゃってるだろうと思われる整理資料ってどうしようとしてるかちょっと認識だけ聞いておきたいんですけど。
1:57:18	日本原燃、オクデでございます。
1:57:20	今西縁整理資料で修正が必要な箇所っていうところはもうすでに普段接してる例えば救助だったら 20 条第 26 条だというふうにはここは我々としては変わらないと思ってます。ただ
1:57:38	整理し、その例えば 20 条で整理資料の今回の修正したときに例えばくっつけていない。今回くっつけたかった補足説明資料の例えば 2-5。
1:57:51	2-5 なんかがうまく変わるんじゃないかとそういったところについては一応確認をしております、ちょっと見逃してる部分もあるかもしれないので改めて確認したいと思い、思いますがもしその中で、せて修正しないとイケないと思われる場所があれば今回修正した上で、
1:58:10	提出するということにしたいというふうを考えております。
1:58:14	規制庁田尻です。今回いろいろ整理しろ改めて出させていただいて別紙昔の別紙 2-2 の表がついたようなやつだけだったら、まあまあほか関係ないだろうなっていうやつが多いかと思うんですけど、メインどころのやつ、制御室と緊対あたり等球場その他あたりに関して言うと、どうしても関連づいたやつがいるかな。
1:58:34	補正が実際に緊対所から見たときにいるだろうなと思っていたりするんですけど、ちょっと精査だけいただいて、別にそこが重要だっていう話でもないんでまず主立ったところの整理を進めていただいた上で資料全体の整理っていう話なのかもしれないんですけど、最後用は
1:58:51	変更許可に係る整理資料意識っていう形で多分各条ごとに多分綺麗に最後まとまる形になるんですけど、溜まったときに一番古い情報みたいな形になると、それはそれで何かその整理表の形が若干落ちてくる気がするので増えたことも考慮に入れながら作業をいただければと思います。
1:59:07	日本原燃奥でございます。承知いたしました。
1:59:12	注腸コサクです。今映していただいているページで補足説明資料 2-2-3 っていうのはどういう扱いになってこういう表記になってるんですか。
1:59:42	規制庁コサクですけど質問の意味は変わらないですかね、日本原燃堀でございます。すいません。質問の意図は理解しておりますがちょっとすいません、確認させてください。
2:00:01	規制庁直接それはあれですか。この作業した人が今いなくて、
2:00:06	どういう趣旨かっていうのがお住まいを得ないってということですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:11	あ、すみません日本原燃奥でございます。説明補足説明資料の2-2と2-3については一応これは裁判になったものですのでバーにしております。ただちょっとその、
2:00:23	はい版になった経緯とかを説明しようかと思ってたんですけどもその今ちょっと確認事実確認をしておりました。
2:00:33	規制庁補足ですけども、ポーリングをしてその上の補足説明資料1の何っていうのは、2-1にどうかですね、そういう趣旨が、
2:00:46	少なくとも1-4までは書いてあって、
2:00:49	愛知の合田にも書かないんですけど。
2:00:52	裁判になったら、そもそも4日している適合の許可の際にすでに廃版になっているってことですかね。
2:01:02	すいません。6ヶ所カメオカでございます。お話ありました。調整室の居住性の被ばく評価等の件についてなんですが、こちら安全審査の過程の中で操作も設計基準の事故事象に新基準として変更がございませんので、
2:01:21	改めて被ばく標高をつける必要はないのではないかということで、こちらのほうを一応つけたものを廃版というふうな形にしております。もともとこの被ばく評価については設工認申請のほうの絵と添付資料ともう既認可の方で出しておりますので、
2:01:38	それと変更がないのだったら、いらぬのではないかとということでこちら廃版にしております。
2:01:47	規制庁即日起こりますと、若干あれですね、もうすでに廃版になっててっていうもとでいうと、今、
2:01:59	方針2の4が新規作成っていうのは、
2:02:03	でもこれは新規規性でもって実は0は1年って。
2:02:08	なお、
2:02:09	でてちょっとあれですかね、備考の書き方も、
2:02:13	ちょっとよくないですかね。
2:02:15	6ヶ所、カメオカでございます。すいません。こちらの御指摘の通り備考の方、ちょっと
2:02:24	おかしいところがございまして、あの当時新規作成したものについてもそのまま備考欄に新規作成というふうにちょっと残っているような状態でございまして、すみません、こちらそういった意味での新規作成の下に下線が引いてあるものだけが今回の新規作成分となっております。
2:02:45	はい。規制庁ポンプです。そういう意味では次足されるときは、その辺りも誤解のないように書いていただきたいのとかも水素濃度争点で右キシノ部分も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:59	よければそのいつ消したのかがわかるように配備こう書いていただけると、それも誤解なく見れるんじゃないかなと思いますのでよろしくお願いします。
2:03:12	日本原燃オクデでございます。承知いたしました。
2:03:18	規制庁コサクです。次に今補足説明資料の目次の話があったので、
2:03:27	作業ミス。
2:03:30	NO. 0 を話を
2:03:33	とりあえずしておくとか来SAの技術的能力の資料で
2:03:41	1.0 の補足説明資料の前に 1.1 の補足説明資料のリストがついてたんで。
2:03:51	ちょっと並び差し込み方とかってこのを見て確認をしておいてください。
2:04:00	日本原燃オクデでございます。承知いたしましたすいません今の件は実は我々も把握しまして一番最初のところに、その部分ちょっと
2:04:10	申し訳ないということでこれ以外にもちょっといろいろと誤記があつて、散見されているのは我々確認してますので、その部分は申し上げられません。次のときにはきちんと修正なりした上で、提出させていただきたいと思っております。
2:04:27	はい、規制庁の古作ですよろしくお願いします。
2:04:31	規制庁田尻です。言う必要ないかと思った時今言われてるんで大丈夫だと思うんですけどページ番号も何かグジャグジャになった理由あたりと思うので、轍する前に資料の清掃だけよろしくお願いします。
2:04:44	はい。
2:04:46	日本原燃のオクデでございます承知いたしましたしっかり確認して提出させていただきたいと思えます。
2:04:58	規制庁タカナシです。今ちょっと簿記とかページ番号という話もありだと言ってしまったのであれですけども、そういうところもちょっとそういう個別のところも含めまして他何かございましたらお願いします。
2:05:17	部長コサクです。せここの整理資料じゃないんですけども、全体まとめの資料で
2:05:25	先ほどあのSAの整理資料について少し話があったので関連するんですけど、
2:05:32	等 3 ポツ、2 ページから入っている散歩つうで重大事項、
2:05:39	であつて、2 ポツがDBで、3 ポツがSEDと、
2:05:43	ということだと思うんですけど、その後ろに 4 ポツがあつて、ガイドとの関係についていうふうになっていてですね、
2:05:52	2 ポツのほうは、
2:05:55	確認結果のところでは 4 ポツを呼び込んでいるという。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:00	あれ 2 ポツ 1 の最後でも、4 ポツに合わせてというような、置かれていて、一応関連づいた中で、
2:06:09	2 ポツで整理をしますっていうことになってはいるんですけど、一方でさん。
2:06:14	ポツのほうは 4 ぽつとの関係が最初に 4 ポツの通りとワークサンプの 2 で書かれてはいるものの、内容として全然示されていないと。
2:06:27	というようなこともあり、結果、整理資料で先ほど言ったようにガイドとの関係にも書いてないとかっていうことに繋がっているんじゃないのかなと思ってまして、
2:06:38	先ほどの議論を踏まえて今後資料の中でも、もう少し 4 ポツに単純に振るというよりは、やはり 3 ポツ 2 ポツ 3 ポツで、それぞれちゃんと書かないとの関係がちゃんと
2:06:53	整理できないんじゃないのか見えないんじゃないかなというふうに思っているんですけどいかがでしょうか。
2:07:04	日本原燃オクデでございます。おっしゃる通りちょっと今の記載ですと、2 ポツ目は一応 2 ポツも 3 ポツも、その 4 ぽつで整理した結果に応じてこういう結果でしたというところを使っている部分がありますので、
2:07:20	その 4 発で整理した結果がこういうもので、だからこういうふうに判断しましたと、そういったところが 2 ポツkA2-2 とか 3-2 でもきちんと見せられるようになっていうような形でこの資料はつくり直していきたいというふうに考えております。
2:07:37	以上です。
2:07:39	規制庁憶測ですよろしく申し上げます。
2:07:44	規制庁カワラサキです。ついでなので、1.0 のところでちょっともう 1 点確認させていただきます。鹿銀とかお伝えなんですけど、右下の、例えば 42 ページなんですけど。
2:07:59	ちょっとルールだけの確認なんですけど、
2:08:02	この例えば 42 ページの一番下のところで手順書を整備するといった後に補足説明資料 1.0 の 346 に飛ばしてますよね。で、降雨、それで別途資料を見ていったときに、
2:08:17	実はこの資料で 3.4 がついてないんですね、いきなり後ろのほうの資料がついていて、ここはついてるんですけど、これって関連する箇所。
2:08:29	がないのはなぜでしょうかっていうのをつけなくていいんでしょうかという、なんか生理学あれば教えてください。
2:08:45	日本原燃遅れてございます。今ここでつけているのは補足説明資料であれば補足説明資料としても変わった部分っていうところだけをちょっとつけたところ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	がありまして、えっとする今回のこれでいくと補足説明資料の 3 と 4 というのは、
2:09:09	すいません。関係する部分っていう意味でその補足説明資料で変わらない部分であっても、関係するところであればつけたいというふうに考えております。
2:09:24	規制庁川崎です状況理解しました。はい、そのようにお願いします。
2:09:38	議長タカナシです。
2:09:40	誰か何かございません。お願いします。
2:09:47	規制庁カミデです。ちょっと資料の位置付け的なもので確認したいんですが、20 条の整理資料なんですけど。
2:10:04	68 ページに当期許可の関係の妥当性確認と。
2:10:11	というような資料はあって、
2:10:13	そのあと、
2:10:16	85 ページからは、4 段俵という言っているものがついてるんですけど。
2:10:26	先ほどの資料と 4 段表の 2 ポツ 3 ポツのあらましを書いているのかとも思いつつ、この二つの関係特に 68 ページからの文章の意味ということに何のためについてるのかっていうとこ説明いただけますか。
2:10:46	日本原燃のオクデ 5 でございます。まずその 85 ページ目から始まる部分、この部分以前からその 4 段俵という形で提出してもらってももとは事故分関係なく一緒日一緒くたというか一つの
2:11:03	その整理しようとかとは別の資料として作ってたんですけども、これは既許可等の許可の有毒ガス防護についてその妥当であるということを確認した結果なので、整理資料につける必要があるとそれを整理中につけるというふうになったときに、
2:11:20	じゃあなんでこれを作ったのかっていうのをこのように、今別紙 2 と呼んでますが、別紙 2 だけをつけても蒲池といいますか、そういったものがわからないというところで、この巻き許可を休館Noda等対応状況の妥当性を確認した理由を初めにかけまして、
2:11:38	はじめにのところでかけまして、それ以下の 2 ポツ以降では日本代表別紙 2 のところで整理した結果を文書として書いてると。そういった形になっておりまして、基本的にそう。
2:11:53	これが 20 条で言えば 20 条沖とか、
2:11:58	既許可における有毒ガス防護対応状況 20 条について確認した結果はこうですよっていうのが 68 ページから始まるもので、それを詳細にして当行企画したりして示しているというのが今今まで提出させてもらった。
2:12:15	80、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:17	85 ページ目からのもの、そういうような関係性になっております。
2:12:25	はい。規制庁カミデです。4 段表が、
2:12:31	からこの 68 ページ以降のものがつくられていることで
2:12:39	今後 4 段評価なり精緻化していくので、どこまで必要かっていうところはあるんですけど、まず位置付け関係としてはわかりましたと。
2:12:52	その上で、
2:12:55	ちょっと記載のそごがあるようなので、その点も確認なんですけど、71 ページだと 3 ポツとして影響評価ガイドに照らした確認で外電照らした場合の発生原因ってというのがあって、
2:13:12	72 ページめくると、上のほうにこれは既許可では発生原因は 9 条でまとめてますと、
2:13:20	というような話が記載されているんですが、一方その 4 段俵に行くんですけどね。
2:13:27	ページでいうと 85 ページになりますけど、この 3 ポツの場合度に基づく確認の発生原因のところ、
2:13:36	その球場云々っていうのが何か出てなくてですね、
2:13:43	どういうあれなのかがよくわからなかったんですけどこの辺てまず整理不足なのか考えが何かあるのか、説明いただけますか。
2:13:53	日本原燃のオクデです。この 4 段表のちょっと整理については先ほども指摘いただいてやったところでありまして今のご質問の件に関して言えば、ちょっと整理が十分じゃないと。
2:14:08	9 もともとその球場で発生元で 20 条で開削とそういったような整理を全体としてしているにもかかわらず、この 4 段表のところでのその発生元のことがあたかも 20 条に書かれているかのごとくにちょっと 3 ポツで整理されてしまっているとか、
2:14:24	そういったところがそういったふうになってしまっていて、4 段表のところではそうなっていて一方では、一方でまとめまとめているか 70 ページ目のところ例えば、その球場でまとめるとそういったその全体まとめていった言っている内容、
2:14:43	が記載されていると、そういったそごが生まれているので、ここの部分は先ほどコメントいただいたところも含めて読んだべを精緻化した上で、それに合わせて必要な箇所、こちら側も直していきたいというふうに考えております。
2:15:02	規制庁カミデちょっとよくわからなかったんですけど、最初に聞いたときは 68 ページからのものは、この 4 段表から作るんです。あくまでもインプット 4 代表なんですっていう話だったので、
2:15:17	今そこがあるといったのは、単純に 4 段表の内容を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:24	68 ページ妥当性確認のほうに張りつけを忘れていたもしくは
2:15:31	4 段表を
2:15:33	逆の場合も一応あるんですかね、68 ページ、71 ページとかのほうはちょっと先行した内容会計 4 段表を招請していたのかという作業の単純なミスなのかと思いきや、
2:15:51	今の御説明だと 4 代表 4 代表で書きつつ、68 ページ下の文章は何かまた別に 4 代表罰金に見ながらもう何か別の思想を入れながら書き上げているかのように聞こえたんですけど、その辺り事実関係とかという作業されているか。
2:16:11	もう一度説明いただけますか。
2:16:14	日本原燃のオクデでございます。透磁率で言えばですねまず 4 段表を作りましてそれをもとに、このまああとまとめのほうを記載していたんですけどもまとめのところをちょっと記載していく中で、ここの部分にこういう文言を足した方がわかりんではないかと、そういった
2:16:34	再度働かましてそういうふうなところで書いたやつを本来であれば 4 段表のほうにもし、フィードバックすべきだったところをしてなかったと、そういうようなことで、こういった層が生まれたというところでございます。
2:16:51	はい。規制庁込み率いずれにしてもちょっと作業がちゃんとやり、やりたいことがきちんとやり系内でなかったってということだと理解しましたので位置付け等をおわかりましたので、引き続ききちんと作業していただければと思います。
2:17:09	日本原燃遅れるする承知いたしました。
2:17:13	地形調査こそあ、ごめんなさい、規制庁コサクですけど今の点もですね、
2:17:19	あちこちに同じようなことを書くから作業が増えて気相部ができてってことなので、必要なところをちゃんと整理をして求めていただければと思いますが、分量が別途こちら確認時間がよりかかりますんで。
2:17:36	基本は 4 秒でちゃんと書かれて、そのエッセンスがわかればいいということだと思いますんで、今、
2:17:45	精査をする際に、そういう方向でやっていただいたらいいかなと思います。よろしくお願ひ。
2:17:52	日本原燃のことでございます。ちょっと 4 段表がわかりにくい部分があったので、それを何とかわかりやすいようにしようということでちょっと 7 冗長になってしまっている部分がありますので、4 段俵整地していく中で、
2:18:08	こっち、こちらのほうはどんどんシンプルにということにできるかと考えておりますのでそのように対応したいと思います。
2:18:20	規制庁田尻です。整理資料の作り方っていうのもう 1 点だけなんですけど、まあ、制御室開いてたんで 63 ページに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:30	多分ここまでバー整理資料の本体的なところで、そこから補足資料があつて形になると思うんですけど。
2:18:38	基本的にこの政令資料の本体一定申請書の本文とか添付に入れ込むようなやつで若干2ポツみたいな形で追加要求事項がどうのこうのって参りケアにたりはすると思うんですけど。
2:18:48	この3ポツってやつは、この本体に必要なかどうかというところなんですけどこれにぶら下がってる腰痛に関して補足資料の2-7という形で多分さっきの表みたいなやつがぶら下がる形なんだと思うんですけど。
2:19:02	別に今回の有毒ガス評価の話って別にその前段のところは全然書いてあるだけ書いてある話だと思っていて、今日のこの本体に3ポツっていうやつがある位置付けが何かわかりづらい気もするんですけど、コスト、全条文という風にすべての整理資料に効率があると思ってるんですけど。
2:19:20	これでどういう位置付けで書かれてるんでしょうか。これないと何か説明できないことがあるんですけど。
2:19:28	日本原燃遅れでございます。こここの3ポツ新たに追加したのはですねされてるその補足説明資料2-7っていうのが今回新たにつけるんですけどそれが今後どこにひもづくのかっていうところを示したいがために新たに追加したと、そういったことにしております。
2:19:49	規制庁田尻です。多分に重要度が26条だったらない何かしら対応条文の規制や条文において記載書いたり対策あつたりするから紐づけの簡単で、ほかのところ紐づけづらいんですけどっていうところがあるんだと思うんですけど、ほか熱も何かしら関連づけとか参画レベルのやつはいたりするとは思うんですけど何かしら関連力っちゃうか、
2:20:09	等で後ろの表ついてたりはすると思うので、
2:20:12	何か今度の整理をどうするかっていうところにはなると思うんですけど、いちいち本文にこの3ポツ書かなくてもいいんじゃないかなっていうのは、
2:20:21	若干コメントになってしまうかもしれないんですけど、要はせっかく本文とかあの申請書本文と添付に対応するようなものが並んでいき運用系との関係は一応2ポツ。で少し議論について行けという中で、ただ3ポツみたいなメルトなんかどんどんどんどん新しいものが中村が増えてしまうような気もするので、
2:20:39	必要性についてはちょっと整理いただければと思います。
2:20:44	日本原燃オクデでございます。おっしゃる通りここで新たに推論代表つけているところっていうのは大なり小なり本部に関係しているからつけていますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	その部分にひもづけると、そういったことができないかというところを確認してこの3コマ20条で言えば3ポツの扱いというのを、
2:21:02	決めていきたいというふうに思います。以上です。
2:21:06	急遽たりですよろしくお願ひします。
2:21:11	成長後続ですから、今の点で言うそうですねそもそも2ポツすら要らないんじゃないかと思ってきてるんですけど。
2:21:21	3ポツ今回追加するにあたり、2ポツ、
2:21:24	何であってっていうのはどういう理解をされてますか。
2:21:33	日本原燃のベースと今の御質問は2ポツ全体なのかそれとも2ポツに今回新たに追加した2ポツについておっしゃってるっていうことでもいいんですか。規制庁コサクですが、2ポツ全体です。
2:21:54	規制庁コサクですけどもう少し言うと、2ポツ2っていうのを追加するのでもいいのかっていう疑念がまずありました。
2:22:01	なんですけど、2ポツに追加するってそもそもじゃ西にコツってどういうことを言いたってということなんだっけだから、2ポツ2なのかなって思っていくと、そもそも2ポツって何だっけっていうので理解ができなくなり、
2:22:16	さらに3ポツもあるんだよなんていうことがあるっていうのですごい全体わからなくなっちゃったんですよ。
2:22:25	日本原燃カメオカでございます。2ポツについてでの説明をまずさせていただきたいと思うんですが、まず2ポツについては新規制基準が施行されてから規則要求として追加されたものを
2:22:41	先ほどもちょっと特出しで御説明するために日報Ⅱという形で追加要求事項に対する適合方針というのでまとめさせていただいております。
2:22:51	そういった意味で20用としては有毒ガスの街路灯が適用される前にしましては、外部の状況を監視するためのカメラが新規上級経営規則要求としてございましたので、それらに関する事項としてまず2ポツのほうをそれぞれ書かせていただいております。
2:23:09	その上で、今回2-2を追加したものでございますが、外国適用後に20条第3項のほうは、こちら当社の20条第3項という一つの固まりだったものが3項1号2号というふうな形に分かれまして、
2:23:26	その中で参考の2号については、有毒ガスガイドが適用されるの前の参考とほぼほぼ同じ内容となっているのですが、参考の1号にしましては、Guide適用に完全に新しく検出装置の話が今まで
2:23:43	出てきたものが加えられているので、今回2ポツ2という形で内容の方が交わされております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:52	そういった意味でも参考熱も本来でしたら日報の中でうまく整理するのが一番綺麗な形だったかもしれないんですけども、ちょっとそこは持ってこのような整理に現状なっている次第でございます。
2:24:06	以上です。
2:24:10	規制庁コサクです。
2:24:14	そう。
2:24:15	だと思うんですけど、2 ポツをそういうふう整理するんだったら 3 ポツいらないよねという、
2:24:23	ことだと思うんですよね。そもそも最初 2 ポツ 2 っていうのでいいんだっけっていうところ言うと、今の 1 号があって 2 号があってっていう話がここでは読めなくて、それを読もうとすると前の全体の整理の 1 ポツのほうを見なきゃいけないと。
2:24:42	いうことなので、なんでこうなんだっけっていうのは、
2:24:46	せっかく 2 ポツでそれがわかりやすいようにあげたにもかかわらず、
2:24:51	なんか 1 ポツとの関係性が明確じゃないから。
2:24:55	こっちでこう言ってるけどでも 1 ぽつはちゃんとなっていないみたいなことが起こり得るような気がしたんですよ。
2:25:04	なので 2 ぽつ(2)ポツ残すのであれば、ちゃんと 1 ポツとの関係を見て整合するような形で書いていただかないと議論がマター発散するというか誤解をしていくというかですね、最終的な結論。
2:25:19	がうまく導き出さないような気がして、1 ポツとの関係というのをちゃんと見て整合するよということだけちょっとこの後、整理をする際は旧つけていただければと思います。
2:25:33	今のお話で言うと、
2:25:35	1 ポツのところでの今の
2:25:39	今後、2 ポツ 2 で書いてあるところがどこに書いてあることっていうのは、ページを教えてくださいと、
2:26:00	人間のカメラオカでございます。すいませんちょっと該当箇所を今ページ数を探しておりますので少々お待ちください。
2:26:36	日本原燃の工藤でございます。今の 2 ポツ 2 に記載されている内容というのは例えば 14 ページ目のところで、
2:26:47	止端部で火線引いてあるところがあると思うんですけどその部分が外筒したりします。
2:26:57	うん。
2:27:01	規制庁こそ別系統、今の 14 ページで言うと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:09	第1号で入ったからということはあるかもしれないんですけど。
2:27:14	いきなり、
2:27:16	新たに有毒ガスの対応っていうのが、
2:27:21	発生してつい完全に追加になっているかのように、
2:27:26	見えるんですけど、実態としてはお隔離をする云々という対応はもともとありまして移すですと、
2:27:36	言っているのか等をいまいち
2:27:42	文章が整合しないような気がするんですけどそのあたりどう考えております。
2:27:48	日本原燃のオクデでございます。ここの部分も先ほど少し話させていただいたんですけど
2:27:55	先行の電力をちょっと参考にした部分がありまして、確かに換気設備の隔離っていうのはもうすでにありましてそれが15ページ目の真ん中辺りのところですね、その部分にもありつつ、今回尤度がスズキが及ぼす影響で安全機能
2:28:14	を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とすると、要は
2:28:19	22条の第3項の第1号に対する裏返しの設計方針を書くというところで今こういうような記載をしております、そういう点で言うともうすでに書いてある部分とはちょっと別の場所でまた改めてその一行に関するものとしてちょっと変えた
2:28:37	と。
2:28:37	そういうような形になってます。
2:28:41	はい、規制庁コサクですねそれ。そういうことで、結局誤解をされるような感じがするんですよ。なので、先ほども言ったように、発電所は発電所で
2:28:55	評価内容があってそれに対する対応であって再処理はもともとの許可の段階でもやっていることがあってということなので、必ずしも一緒じゃなきゃいけないということじゃないということで整理を進めていただければと思います。
2:29:11	それで言うんですね、
2:29:14	21ページに、要求事項として第3項第10号第2部とあります。
2:29:21	なんて、
2:29:22	続いて第2号はもつともつのもんです。
2:29:27	載ってるんですけど、
2:29:31	第2項1号2号と分ける結果として柱書5アンダーバーが引かれているって
2:29:40	こと。
2:29:40	なので、
2:29:42	それで申し上げるとはいいと思う。その次の行為、
2:29:48	てもらおうと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:50	22 ページに行くと、第 1 項は、第 1 項についてといって柱書きがあって、第 1 号について第 2 号についてと
2:30:01	なっています。
2:30:03	これに対して 24 ページは、第 3 項 1 号についてといきなり 5 に分かれちゃってて、上の文章がそもそも分かれてるからこれで成り立っちゃってるんですけど。
2:30:15	もうそもそももう第 3 項自体は全体として設計をしているはずで、その中での考慮事項で 1 号 2 号というのが、再処理の実態だと思うんで、第 1 項と同じように発生は気を書いた上で、
2:30:30	第 1 号の対応第 2 号の対応っていうのでまとめていただけると少し考えの整理ができるんじゃないかなというふうに思ってます。
2:30:42	日本原燃のオクデでございます。今の部分についてはちょっと冒頭 10 受講がちょっとまだ足りなくて、足りない状態だったかなと言ったのに認識しましたので、今おっしゃられたように規定等
2:30:57	第 1 第 1 項のやつを参考にして、ちょっとその記載をしたいというふうに考えております。
2:31:17	規制庁タカナシです。
2:31:19	そんなロッカ一何かございますでしょうか。
2:31:39	規制庁タカナシ施設へと少し全体的な大きな話からちょっと違う。詳細のところまでちょっと、だんだん入り組んできてるところあるかと思えますけれども、全体的にでも構いませんしな個別のところの確認も少しございえるようでした。
2:31:57	ごめんなさい。
2:31:59	或いはでしたらお願いいたします。
2:32:18	規制庁タカナシです。そうと
2:32:24	特に確認等、
2:32:26	追加がこれこの後のないようでしたら、全体を通じて規制庁が原燃がどちらでも構いませんけれども何かございましたらお願いします。
2:32:38	規制庁の古作です。今日の本本来のメイン資料であるコメント管理表なんですけど。
2:32:46	コメント管理表を見ただけで、今の話で、こういうふうにまとめてますっていうのはとてもじゃないけど読み上げるなくてですね。
2:32:58	全部では
2:33:00	No.1 の対応でやっていますっていう終わっちゃってて、No.1 で、
2:33:05	話をしなきゃいけないって結局それぞれの資料みないって感じになっているので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:12	NRAコメントって書いてあるところの趣旨を
2:33:16	どう、そのNo.1の中で対応しているのかっていうような内容はちゃんと書いていただいた一定今日確認させていただいたようなものは、この管理表の中で読めると。
2:33:29	その上で各資料を見ていけるっていうふうに
2:33:33	書いていただきたいんですけどよろしいですか。
2:33:41	日本原燃のオクデです。承知いたしました。そのようにコメント管理表作り込んでいきたいと思えます。
2:33:59	規制庁高橋です。その他、全体でもまた別紙ませんが、何か。
2:34:07	0が原燃がどちらでも構いませんでしょうか。
2:34:21	規制庁タカナシ施設、この追加がちょっとないようでしたら、ちょっと今日かなりいろいろ幅広にちょっとコメントが出てしまして、再度検討していただく或いは申請していただき再度整理していただくとかですね、それから整理ももう一度資料の
2:34:38	向性含めてですね少し見直すというところがあるかと思いますが、ちょっと原燃側から今日のコメントのコメントの振り返りと申し現段階で今回こういう対応という概要みたいなものがあればちょっと等関係御説明お願いします。
2:35:10	日本原燃鈴木でございます。まず一つありましたのは、
2:35:17	それ以外にどう
2:35:19	どう。
2:35:21	4段表ですね、4段表なあったところでその条文間の整理です。具体的にはが異動でこういうことが書いてあってどこどこに書いてあるから、この条文ではしっかりと例えば発生原因なのか、防護対策なのか、そういったことがわかるようにしっかりとまとめて欲しい。
2:35:41	ところが、一見高いと思います。
2:35:45	あとはちょっといっぱいあって、
2:35:49	ですけど。はい。
2:35:52	ここに
2:35:55	移送が見えない。
2:36:04	実際に
2:36:12	例えば球場で出たんですけども。
2:36:17	そうですね、わかりました。はい。
2:36:22	実際にまとめるときにですね、給与すぐそうなんですけど、薬品漏えいとの関係です。この部分を先ほどのコメントに実際には関連しますけども、9条と12

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	条、こういったところもしっかり整理して欲しいというのがこの公立カミデのもう少し細かい話から見ても出たかというふうに変
2:36:40	考えてございます。これは例えば設計のほうではですね、薬品漏えいしがたいといったことで、一方で、ガイドの項はその設計の対応にかかわらず、疲労ということですのでその辺の考え方、こういった思想も明確にしながらですねしっかりとまとめて欲しいと。
2:36:58	過去行ったことがあったかというふうに思います。それからアツギでございますけれども、いっぱいある。
2:37:07	健聴コサクですけど、ここ言うてもらう必要なくて、あくまで我々例示としてお伝えただけで、それをやればいいということじゃないですから、質点っていうとですね、今お話いただいたのは全部条文間の関係性をちゃんと整理をしてまとめることと、
2:37:28	いうことに尽きるんですよ。
2:37:31	その中の例示として9条と12条だったり、
2:37:34	或いはDBとSAの条文まず具体的には、緊対の話で見ましたけど、DBとSAっていうのもちゃんと認識をしておと。
2:37:44	ということ。
2:37:46	さらにその内数のもう1点だけ言うと、ガイドとの関係っていうのをちゃんと説明してねっていうもので20条26条は書いてあるけど、DBの1.0のほうには入ってませんねと。
2:37:59	ということ。
2:38:00	ということで、全体は条文のちゃんと仕分けを整理して必要なものが必要な箇所での的確に出てくださいということです。
2:38:11	はい、すいませんでした。はい、その通りでございます。もう一つはアツギの縦の関係でございます本文添付補足説明資料、こういったものの関係性がしっかりとわかるようにして欲しいといったところでございます。例えばですけども、整理してポンプになりますけども何が等を申請書に出てきますと、何が。
2:38:31	本文で何が添付なのか、こういったこともおわかりようにしっかりと4段表でそれはまとめて欲しいと。それも事実だけではなくてやはり考え方ですね、許可で何が一番検定なりに追加補足なりの時間って話のところ、こういう考え方UDであるからということもしっかりとまとめて欲しいと。
2:38:50	そういったものが2点目だとかというふうに思います。
2:38:53	3点目でございますけれども

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:01	誤記とかページ数、あちこちに今、書いてあって、その関係性へと例えば誤記それから定義するそういった味噌なくすようにという話。それがベースでござい ますけれども、
2:39:16	次に
2:39:19	えよ一致。
2:39:22	言ってよい環境の説明等を部分説明があるんですけどもそういった話のところ も工夫しながらですね、あまり上長のところをやりますとそれぞれで損が出て きますのでそういったところもしっかりと確認しながらまとめて欲しいというね、 それからコメント解散コメント管理表でございませけれども、コメント管理表は、
2:39:41	コメント干渉見れば何がどういふふうにまとまったのか、こういったものをしっか りとわかるように記載をして欲しいとその上で、細かいところは整理資料で確 認すると、こういったところでやって欲しいと言ったところをこういったところが主 だったところかというふうに思っております。
2:40:00	規制庁コサクです。まず条文化云々という話は全体いい資料の全体まとめ という資料の中でちゃんと明確にして対応いただくと。
2:40:15	ということで、その中にと後ろの 97 ページですかね、添付 2 になっている図の中 でも、
2:40:24	条文だけじゃなくて整理し量との関係を明確にして認識合わせをしていき たい。
2:40:31	いうアウトプットのイメージはそういうことだということをちょっと追加で言っ ておきたいということで、その内数で少し議論をしちゃったんですけど、その整理を していく中で、特に 4 段秒ですね。
2:40:47	記載の中で、記載の適正化として必要な範囲というのを
2:40:56	もう少しちゃんと考えて提示をいただきたいと。
2:41:00	ということです。これは 2 点目ということでお話をされた上流から下流ちゃん と考え方を整理してという 1 層にもなるかもしれないんですけど、
2:41:12	その視点を忘れずに対応をお願いしたいと思いますのでもう一つは、
2:41:20	整理資料の本体部分の 2 ポツ 3 ポツ、
2:41:25	特に 3 ポツですけど、
2:41:28	これも冗長になっていて関係性がわからんということに繋がるんですけど、整 理をしていただいて、でさらに 2 ポツでまとめるにしても、2 ポツの記載が 1 ポ ツとの関係というのがどうなってるのかっていうのを、
2:41:43	はっきりさせてずれのないように対応すると。
2:41:48	ということ。
2:41:51	これは間違いなく対応していただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:58	日本原燃鈴木でございます。
2:42:00	承知いたしました。ありがとうございます。
2:42:10	規制庁タカナシです。ありがとうございます。先ほどちょっと調査官からのお話にありましたけれども今回確認の中で、ここは個別の事例なんかを示しながらですね、長会社議論をしてきましたけれども、
2:42:27	それはその部分だけということではなくて関連するところとかですね同じ同様な記載になるところは、あわせて確認を整理をお願いしたいということですので、そこもよろしく願いいたします。
2:42:38	日本原燃鈴木でございます承知いたしました。
2:42:44	規制庁タカナシです。それでですねちょっと難しいかもしれないですからかなりただ、大幅なちょっと確認は広い範囲の確認ですとか、あと場合によっては中性的なものもあるかと思うんですが、作業の
2:42:59	作業量といいますか時間のイメージみたいなものがもしあれば、教えて御説明いただきたいと思うんですけれども、
2:43:11	若干かかるけどちょっとその改革の持てるも1回確認させてくれてないところに、日本原燃の三浦です。
2:43:18	今回のコメント量からしますとですね大体2週間ぐらいではないかなという形でちょっと考えておりますけれども、また戻ってですね、ちょっと相談させていただきましては今週いっぱいぐらいですね、沢山系設備を提示できればという形で考えております。
2:43:39	聞いてございます。それではご検討の方よろしく願いいたします。
2:43:45	規制庁タカナシですねその他規制庁が原燃側どちらでも構いませんけれども何か忘れてることと役員漏れ等ございましたらお願いします。
2:44:10	規制庁高橋です。層厚よろしければ、本日のヒアリングは、これで終了ということにさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。
2:44:26	日本原燃のビルです。はい。こちらの特にありません。
2:44:34	はい、ありがとうございます規制庁タカナシです。ありがとうございます。それでは本日の変更を許可え有毒ガスに関わるヒアリングにつきましては、これで終了とさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。